

施設管理業務委託契約の地域的統合 に係る監査の結果報告書

平成20年3月

広島県監査委員

目 次

第1 監査の概要

1 監査のテーマ	1
2 監査の趣旨	1
3 監査の対象機関	1
4 監査の実施方法	2
(1) 1次調査	2
(2) 2次調査	2
5 監査の実施時期	2

第2 施設管理業務委託契約の概要

1 施設管理業務の種類	3
2 施設管理業務委託の事務処理	5
(1) 事務処理手順	5
(2) 仕様書の作成	6
(3) 設計金額の積算	6
(4) 契約方法等	6

第3 監査の結果

1 県の各機関に係る施設管理業務委託契約の状況	8
(1) 施設管理業務委託契約全体の状況	8
(2) 業務別の状況	8
2 東広島地域事務所管内における施設管理業務委託契約等の状況	9
(1) 東広島地域事務所管内の施設管理業務委託契約を行っている機関	9
(2) 契約事務の集約を行った場合の効果, 問題点・課題	10
ア 契約事務の集約を行った場合に期待できる効果	10
イ 契約事務の集約を行った場合の問題点・課題	16
(3) 一括契約を行った場合の効果, 問題点・課題	22
ア 一括契約を行った場合に期待できる効果	22
イ 一括契約を行った場合の問題点・課題	26
3 広島県における契約事務の集約及び一括契約の取組事例	34
(1) 県立学校の機械警備業務委託に係る契約事務の集約(教育委員会事務局)	34
(2) 警察施設の建築物定期点検業務委託に係る一括契約(警察本部)	35
(3) 備北地区3高等学校の賄い業務委託に係る一括契約(教育委員会事務局)	36
(4) 複写機の借入れに係る一括契約(会計管理局)	37
4 他府県における契約事務の集約等の取組事例	39
(1) 大阪府契約局(大阪府入札契約センター)における入札・契約事務の集約	39
(2) 青森県における施設維持管理業務の一括契約	42
(3) 青森県大館市における一括契約	42
(4) 東京都学校経営支援センターにおける事務の集約	44

5	契約事務の集約等に係る効果・問題点等の総括	4 6
(1)	契約事務の集約について	4 6
ア	契約事務の集約に係る効果	4 6
イ	契約事務の集約に係る問題点・課題	4 7
ウ	広島県における契約事務の集約の取組事例	4 8
エ	他府県における契約事務の集約等の取組事例	4 8
オ	まとめ	4 8
(2)	一括契約について	4 9
ア	一括契約に係る効果	4 9
イ	一括契約に係る問題点・課題	5 0
ウ	広島県における一括契約の取組事例	5 1
エ	他県における一括契約の取組事例	5 1
オ	まとめ	5 1

第4 監査委員意見

1	契約事務の集約化及び平準化	5 2
(1)	契約事務の集約化	5 2
(2)	契約事務の平準化	5 2
2	一括契約の検討	5 2

(付記)

1	各機関における施設管理業務の支援	5 3
2	施設管理業務以外の契約における契約事務の集約等の検討	5 3

施設管理業務委託契約の地域的統合に係る監査の結果

平成20年3月21日

広島県監査委員	山崎 正博
同	芝 清
同	高橋 義則
同	加賀美和正

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

施設管理業務委託契約の地域的統合について

2 監査の趣旨

電気設備，消防設備，浄化槽等の保守点検，廃棄物の収集，運搬等の定型的な施設管理業務については，現在，知事部局，公営企業部，教育委員会事務局及び警察本部等の各機関（以下「県の各機関」という。）がそれぞれ個別に委託契約を締結している。

一方で，県の各機関に係る複写機の借入契約については，本庁（会計管理局）で一括契約するとともに，県立学校の警備業務については，教育委員会事務局の本庁に契約事務を集約するなど，契約における経済性，効率性の向上に向けた取組が行われている。

については，地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき，現在，県の各機関がそれぞれ契約を締結している定型的な施設管理業務委託契約について，契約事務を特定の機関に集約すること又は複数機関分を一括契約することにより，契約における経済性，効率性を向上させることができないかという視点で監査を実施した。

3 監査の対象機関

施設管理業務委託契約を締結しているすべての機関（知事部局及び公営企業部の本庁及び地方機関，議会事務局，教育委員会の事務局及び教育機関並びに警察本部及び警察署）

4 監査の実施方法

監査は、次により実施した。

(1) 1次調査

県の各機関に係る施設管理業務委託契約全体の状況を把握するため、各部署(知事部局の各部署, 公営企業部, 議会事務局, 教育委員会事務局及び警察本部をいう。以下同じ。)から, 当該部署及びその所管の各機関が契約を締結している施設管理業務委託契約の状況について, 監査調書(1次調書)の提出を求め, 書面監査を行った。

なお, 1次調査においては, 平成18年4月20日付けで総務部財務局財産管理室契約企画担当室長が照会し, 各部署が回答した「契約実態調査表」(平成18年5月19日回答期限)及び平成19年2月8日付けで総務部財務局財産管理室長(以下「財産管理室長」という。)が照会し, 各部署が回答した「施設管理業務委託契約状況調査票」(平成19年5月18日回答期限)を監査調書として提出を求めた。

(2) 2次調査

1次調査の結果に基づき, 東広島地域事務所管内(東広島市, 竹原市及び大崎上島町)の施設管理業務委託契約を行っている全機関(22機関)及び総務部財務局財産管理室(以下「財産管理室」という。)から, 今後, 契約事務を特定の機関に集約した場合及び複数機関分を一括発注した場合の効果, 問題点等について, 監査調書(2次調書)の提出を求め, 書面監査を行った。

【調査手順】

1次調査

目的: 県の各機関に係る施設管理業務委託契約全体の状況を把握
対象機関: 施設管理業務委託契約を行っている全機関 218機関
対象契約: すべての施設管理業務委託契約 1,102件

抽出

2次調査

目的: 契約事務の集約及び一括契約を行った場合の効果, 問題点等の把握
対象機関: 東広島地域事務所管内の機関 22機関, 財産管理室
参考: 東広島地域事務所管内の施設管理業務委託契約 148件

5 監査の実施時期

平成19年8月から平成20年3月まで

第2 施設管理業務委託契約の概要

1 施設管理業務の種類

県の各機関が行っている施設管理業務は、県が所有又は管理する建築物及びこれに付随する設備、敷地、植栽等（以下「施設」という。）の管理業務であり、施設管理業務委託の事務処理について（平成18年12月15日付け財産管理室長通知）等に基づき、次の業務に分類できる。

【第1表 施設管理業務の種類】

業務の種類	業務の概要
建築物定期点検業務	建築基準法第12条第2項の規定により、建築物の敷地及び構造について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査し、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を定期的に行う業務
建築物等清掃業務	建築物等の日常清掃（日単位の短い周期で日常的に行う清掃）、定期清掃（週、月又は年単位の周期で定期的に行う清掃）及び日常巡回清掃（巡回しながら部分的な汚れの除去及びごみ収集等を行う清掃）を行う業務
常駐警備業務	定められた時刻に常時、警備員を配置し、建築物等の警備に当たる業務
機械警備業務	建築物等に設置した警備業務用機械装置が感知した信号を基地局に送信し、その受信により警備員が当該建築物等へ急行し、警備に当たる業務
昇降機の保守点検業務	建築基準法第8条の規定に基づく建築基準法施行令第129条の3第1項第1号に規定する昇降機の保守点検を行う業務
電気設備の保守点検業務	ア 電気設備保安管理業務 高圧で受電する電気設備の保守点検業務において、電気設備の保安監督に当たる電気主任技術者を、自家用電気工作物を設置する者又はその従業員から選任しないで（外部委託して）行う業務
	イ 電気設備保全業務 電気事業法第38条に規定する一般用電気工作物及び事業用電気工作物の自家用電気工作物の保守点検を行う業務において、電気設備保安管理業務に当たらない業務
構内交換設備の保守点検業務	建築物構内に設置される電話等の通信回線と内線の相互接続を行う設備の保守点検を行う業務
消防用設備等の保守点検業務	消防法第17条第1項に規定する消防用設備等及び同条第3項に規定する特殊消防用設備の保守点検を行う業務
空気調和設備の保守点検業務	建築物内の温熱源機器、冷熱源機器及び空気調和等関連機器の保守点検を行う業務
給水設備の保守点検業務	受水槽、高架水槽等の保守点検・清掃を行う業務
排水設備の保守点検業務	汚水槽、雑排水槽等（浄化槽を除く。）の保守点検・清掃を行う業務

業務の種類	業務の概要
ねずみ・害虫等防除業務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条の4に規定するねずみ，昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の駆除及び発生防止のために必要な予防措置を行う業務
植栽管理業務	樹木剪定，防寒，枯損木処理，病虫害防除・駆除，施肥，除草・草刈り等の植栽・緑地等を管理する業務
浄化槽維持管理業務	浄化槽法第2条に定義される浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃を行う業務
一般廃棄物処理業務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に定義される一般廃棄物等の収集運搬及び処分等を行う業務
産業廃棄物処理業務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項第1号に定義される産業廃棄物のうち施設管理業務に伴い発生したものの収集運搬及び処分等を行う業務
空気環境測定業務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条の2又は事務所衛生基準規則第7条に規定する空気環境測定を行う業務
監視制御設備保守点検業務	空調設備等を監視・制御する設備の保守点検を行う業務
庁舎総合管理業務	<p>～ までの複数の施設管理業務をあわせて行う業務（財産管理室が業務ごとに策定した共通仕様書を複数用いて業務内容を設定する施設管理業務）</p> <p>なお，電気設備保安管理業務は，他の業務と合わせて委託することが禁じられているため，また，一般廃棄物処理業務，産業廃棄物処理業務及び浄化槽維持管理業務は，それぞれの許可業者等と直接契約する必要があるため，庁舎総合管理業務に含めて発注してはならないこととなっている。</p>
その他の施設管理業務	～ 以外の施設管理業務

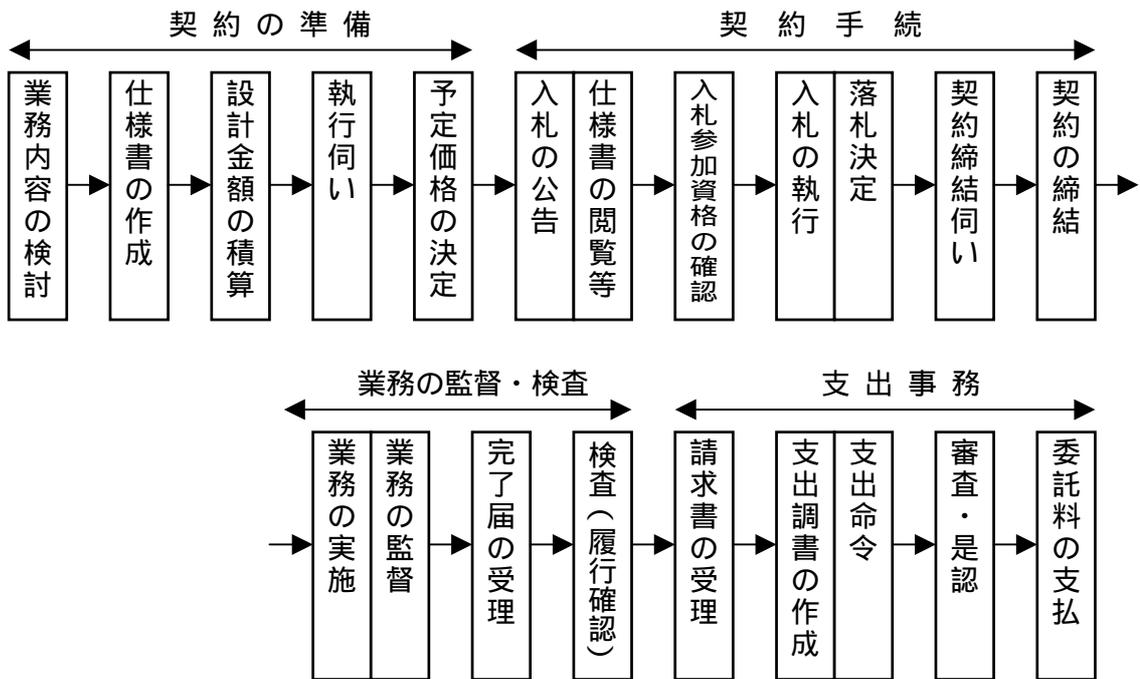
2 施設管理業務委託の事務処理

(1) 事務処理手順

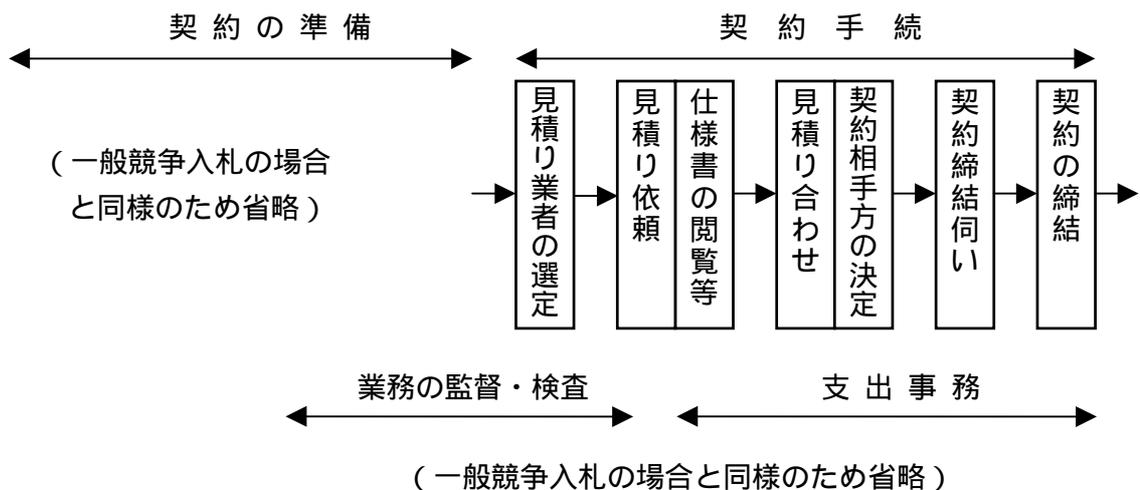
施設管理業務委託に係る事務処理は、契約の準備、契約手続、業務の監督・検査、支出事務の4つに区分することができる。

一般競争入札及び随意契約の方法により契約を締結する場合の主な事務処理手順は、次のとおりである。

ア 一般競争入札の場合の事務処理手順



イ 随意契約の場合の事務処理手順



(2) 仕様書の作成

施設管理業務の仕様については、施設管理業務委託事務処理要綱（平成 18 年 12 月 15 日総務部長通知。以下「要綱」という。）等において、次のとおり作成することとなっている。

ア 財産管理室長が共通仕様書を定めた業務

業務の仕様は、財産管理室長が業務ごと（3～4 ページの第 1 表に示した ~ の業務の種類ごと）に定めた共通仕様書及び特記仕様書によることとなっている。ただし、施設や設備の特殊性等により、その一部を変更することができることとなっている。

イ 財産管理室長が共通仕様書を定めていない業務

財産管理室長が共通仕様書を定めていない業務の仕様は、財産管理室長が定めた共通仕様書に準じる等により個別に作成することとなっている。

(3) 設計金額の積算

設計金額については、要綱等において、次のとおり積算することとなっている。

ア 財産管理室長が積算基準を定めた業務

業務委託費の設計金額は、財産管理室長が業務ごと（3～4 ページの第 1 表に示した ~ の業務の種類ごと）に定めた積算基準により積算することとなっている。

イ 財産管理室長が積算基準を定めていない業務

財産管理室長が積算基準を定めていない業務の委託費の設計金額は、次のいずれかの方法により積算することとなっている。

(ア) 積算の方法

財産管理室長が業務区分ごとに定めた積算基準に準じる等により積算する。

(イ) 見積りの方法

複数の者から参考見積りを徴取し、それを比較・検討し、設計金額を算定する。ただし、浄化槽維持管理業務、一般廃棄物処理業務及び産業廃棄物処理業務並びに業務の特殊性から受託できる者が限られる等複数の者から見積りを徴取することが困難な場合は、この限りではない。

(4) 契約方法等

ア 契約方法

要綱等において、施設管理業務委託の契約方法は、原則として条件付一般競争入札とする。ただし、次の事項に該当するときは、これによらないことができることとなっている。

(ア) 予定価格が 100 万円以下のとき。

(イ) 施設の管理業務を行うために許可、認可等が必要な場合で、競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき。

(ウ) この要綱の施行前に締結した契約において、期間の定めのある自動更新条項等により期間満了まで毎年随意契約を行うこととしているとき。

(エ) 常駐警備業務を受託する者が個人であって、かつ、近隣の業者と比較して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(オ) 前各号に掲げる事項のほか、財産管理室長が条件付一般競争入札により発注しないことが適当であると認めるとき。

イ 長期継続契約

広島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について(平成17年10月11日付け総務企画部長通知。)等において、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約を締結することができる契約については、県にとって経済的・質的に有利な契約とするよう、原則として長期継続契約として処理することとなっている。

ウ 契約期間

要綱等において、長期継続契約及びその他の契約の契約期間は、次のとおりとなっている。

(ア) 長期継続契約

- a 施設の管理業務の委託契約について、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約を締結するときの標準契約期間については、2年とする。
- b 前記aの規定にかかわらず、機械警備業務の標準契約期間は、5年とする。
- c 標準契約期間が異なる業務を一括して委託するときは、主たる業務の標準契約期間とする。
- d 前記aの規定にかかわらず、常駐警備業務を受託する者が個人であるときは、長期継続契約の締結を行わないものとする。
- e 施設の特性等により前記aからdによりがたい場合は、財産管理室長へ協議するものとする。

(イ) 長期継続契約以外の契約

会計年度独立の原則に基づき、債務負担行為等として予算で定められたものを除き、1年以内(4月1日から翌年3月31日までの1つの会計年度内)で契約することとなっている。

第3 監査の結果

1 県の各機関に係る施設管理業務委託契約の状況

各部局から提出された1次調書から、平成19年度の予算執行を伴う施設管理業務の委託契約を抽出し、集計した結果は次のとおりである。

(1) 施設管理業務委託契約全体の状況

施設管理業務委託契約全体の状況は、1,102件、約16億3,800万円となっている。

(2) 業務別の状況

契約件数が多い業務は、一般廃棄物処理業務(178件)、電気設備保守点検業務(160件)、機械警備業務(149件)、消防用設備等保守点検業務(120件)、昇降機保守点検業務(97件)、浄化槽維持管理業務(87件)、清掃業務(79件)の順となっている。

【第2表 業務別・地域事務所管内別の施設管理業務委託契約】

上段：契約件数(件)、下段：契約金額(円)

区分	2 清掃	3 常駐警備	4 機械警備	5 昇降機保守点検	6 電気設備保守点検	7 構内交換設備保守点検	8 消防用設備等保守点検	9 空調設備保守点検	10 給水設備保守点検	11 排水設備保守点検
本庁	12 39,802,506	3 61,632,900	5 2,044,914	8 24,053,400	5 15,907,980		4 2,784,600	4 1,760,850	2 120,750	
広島地域	20 87,975,900	4 107,895,300	38 19,418,472	33 30,974,040	46 8,422,456	4 7,646,730	36 6,847,553	9 13,112,470	4 414,900	1 63,000
呉地域	10 11,662,909	1 2,629,800	17 10,522,260	8 2,387,700	16 2,931,567	1 680,400	8 1,578,308	4 5,954,550	3 314,829	1 235,200
芸北地域	3 2,641,800	1 2,619,000	9 6,602,400	2 919,800	6 934,673		4 426,300		3 333,900	
東広島地域	9 28,718,550	5 16,784,250	18 11,014,338	12 7,201,740	18 4,122,786	4 507,180	13 3,773,594	7 5,172,300	6 1,484,123	1 459,900
尾三地域	7 6,141,370	1 1,898,000	19 11,808,720	9 3,108,350	20 3,742,043		17 3,403,307	4 1,678,190	5 824,505	2 227,319
福山地域	14 28,071,291	5 20,021,710	28 12,920,484	19 6,702,300	29 7,438,664	1 1,222,200	26 6,210,810	7 6,118,375	4 194,040	1 735,000
備北地域	4 4,841,750	7 30,487,158	15 9,244,532	6 2,033,370	20 3,823,528	1 878,850	12 2,159,640	6 2,067,240	1 619,500	2 147,000
合計	79 209,856,076	27 243,968,118	149 83,576,120	97 77,380,700	160 47,323,697	11 10,935,360	120 27,184,112	41 35,863,975	28 4,306,547	8 1,867,419

区分	12 ねずみ害虫等防除	13 植栽管理	14 浄化槽維持管理	15 一般廃棄物処理	16 産業廃棄物処理	17 空気環境測定	18 監視制御設備保守点検	19 庁舎総合管理	20 その他の施設管理	総計
本庁		4 3,496,500		6 1,871,768			1 4,515,000	4 60,627,000	3 19,629,750	61 238,247,918
広島地域	1 997,500	5 21,654,500	7 569,875	56 25,933,179	2 3,520,000	1 126,000	1 4,347,000	14 239,747,091	12 9,575,328	294 589,241,294
呉地域		1 420,000	7 1,249,300	16 4,283,133			1 472,500	5 49,446,600	4 2,121,720	103 96,890,776
芸北地域			4 855,655	9 2,199,330				2 35,487,585		43 53,020,443
東広島地域	2 422,100	2 2,913,750	17 8,176,764	23 7,004,288			1 593,250	6 117,708,150	4 1,141,100	148 217,198,163
尾三地域	1 75,600		18 9,432,838	22 6,436,260				4 59,616,060		129 108,392,562
福山地域	4 218,400	1 151,200	18 8,135,403	27 10,448,353	1 214,200		1 499,275	11 47,909,456	5 6,894,300	202 164,105,461
備北地域		1 224,934	16 5,466,595	19 4,488,966	1 346,500		1 504,000	9 103,510,995	1 140,700	122 170,985,258
合計	8 1,713,600	14 28,860,884	87 33,886,430	178 62,665,277	4 4,080,700	1 126,000	6 10,931,025	55 714,052,937	29 39,502,898	1,102 1,638,081,875

複数年の契約を行っている場合の契約金額は、1年分に換算して集計した。

2 東広島地域事務所管内における施設管理業務委託契約等の状況

東広島地域事務所管内の施設管理業務委託契約を行っている機関及び財産管理室を対象に調査した結果等は、次のとおりである。

なお、この監査の結果報告書において、「契約事務の集約」及び「一括契約」を次のとおり定義する。

契約事務の集約とは、複数の機関が個々に行っている契約事務を特定の機関に集約し、実施することをいう。

一括契約とは、複数機関分の業務委託をまとめて、1つの業者と契約することをいう。なお、この関係を図で示すると次のとおりである。



(1) 東広島地域事務所管内の施設管理業務委託契約を行っている機関

東広島地域事務所管内の施設管理業務委託契約を行っている機関は、次の22機関である。この機関を対象に、施設管理業務委託について、契約事務の集約及び一括契約を行った場合の効果、問題点・課題について調査した。

部局名	機 関 名
総務部	東広島地域事務所，東広島地域事務所建設局竹原支局
政策企画部	総合技術研究所農業技術センター，総合技術研究所農業技術センター果樹研究部
福祉保健部	広島学園，安芸津病院
教育委員会	教育センター，賀茂高等学校，賀茂北高等学校，竹原高等学校，忠海高等学校，大崎海星高等学校，黒瀬高等学校，河内高等学校，広島中・高等学校，西条農業高等学校，豊田高等学校，西条特別支援学校，黒瀬特別支援学校
警察本部	竹原警察署，東広島警察署，木江警察署

(注) 東広島地域事務所建設局竹原支局及び総合技術研究所農業技術センター果樹研究部は本所と離れた場所に設置されており、本所とは別に担当者を置いて施設管理業務委託契約の事務を行っているため、本所とは別に調査を行った。

(2) 契約事務の集約を行った場合の効果，問題点・課題

東広島地域事務所管内の施設管理業務委託契約を行っている機関(22 機関)に対して，契約事務を特定の機関に集約した場合に期待できる効果及び問題点・課題について，各機関が実際に行っている業務を対象に意見を求めた。また，財産管理室に対して，契約事務の集約を行った場合に期待できる効果及び問題点・課題について，意見を求めた。その結果は次のとおりである。

ア 契約事務の集約を行った場合に期待できる効果

(ア) 専門性の向上

東広島地域事務所管内の各機関からは，契約事務を集約することにより，専門性が高まり，適正・的確な事務が実施できるという効果があるという意見（効果について「特にそう思う」及び「どちらかといえばそう思う」という意見を「効果があるという意見」という。以下同じ。）が約 57%（ 清掃業務）から 93%（ 機械警備業務）となっている。

効果がないという意見（効果について「そうは思わない」及び「どちらかといえばそうは思わない」という意見を「効果がないという意見」という。以下同じ。）は約 5%（ 電気設備保守点検業務， 消防用設備等保守点検業務）から 14%（ 清掃業務）となっている。

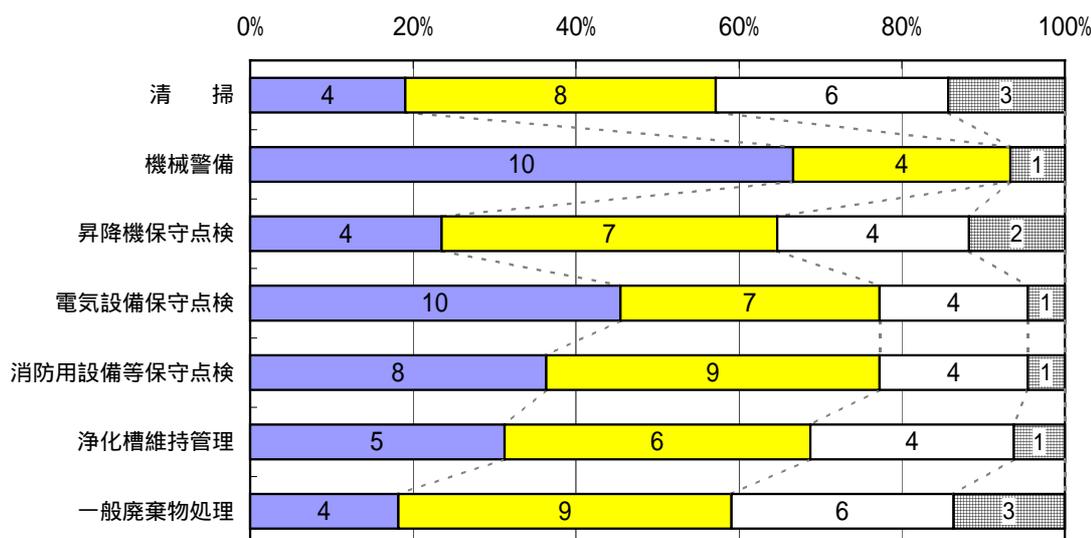
このように今回の調査では，7 業務すべてにおいて，契約事務を集約することにより，専門性が高まり，適正・的確な事務が実施できるという意見が多かった。

業務別にみると，教育委員会において既に本庁に事務を集約している 機械警備業務は，すべての県立学校（12 校）から効果があるという意見があり，全機関をみても効果があるという意見が約 93%と今回調査した 7 業務の中で最も高く，次いで電気設備保守点検業務， 消防用設備等保守点検業務が約 77%となっている。

《契約事務の集約の効果（ア）専門性の向上》 東広島地域事務所管内の各機関からの意見

問 業務内容，仕様書，積算基準等が専門的で理解しにくい，集約先の機関において業務に精通した者が事務を行うことにより，専門性が高まり，適正・的確な事務が実施できる。

(単位：機関)



■特にそう思う ■どちらかといえばそう思う □どちらともいえない ■どちらかといえばそう思わない ■そうは思わない
 実際に業務を行っている機関に意見を求めているため，意見の合計が，東広島地域事務所管内の機関数(22 機関)を下回る業務がある。(以下同じ。)

(イ) 事務の効率化

東広島地域事務所管内の各機関からは、契約事務を集約し、集約先の機関において業務に精通した者が事務を行うことにより、事務の効率化が期待できるという効果があるという意見が約 48%（清掃業務）から 87%（機械警備業務）となっている。

効果がないという意見は約 5%（電気設備保守点検業務、消防用設備等保守点検業務）から 14%（一般廃棄物処理業務）となっている。

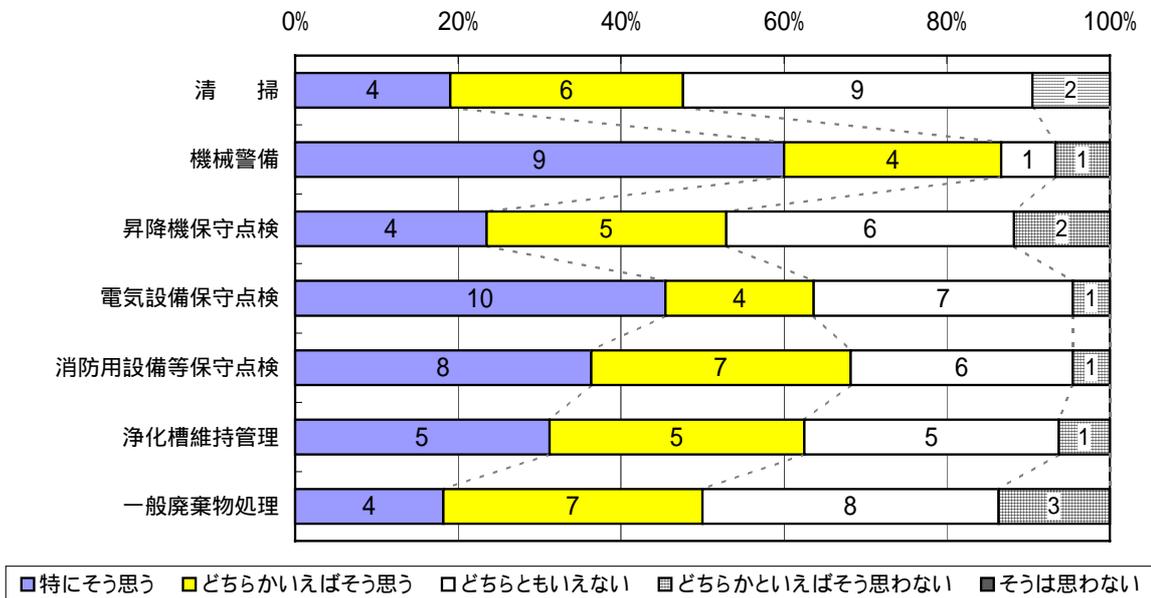
このように今回の調査では、7 業務すべてにおいて、契約事務を集約し、集約先の機関において業務に精通した者が事務を行うことにより、事務の効率化が期待できるという意見が多かった。

業務別にみると、教育委員会において既に本庁に事務を集約している機械警備業務は、県立学校 12 校中 11 校から効果があるという意見があり、全機関をみても効果があるという意見が約 87%と今回調査した 7 業務の中で最も高く、次いで消防用設備等保守点検業務が約 68%，電気設備保守点検業務が約 64%となっている。

《契約事務の集約の効果（イ）事務の効率化》 東広島地域事務所管内の各機関からの意見

問 仕様書の作成，設計金額の積算に多くの時間を費やしているが，集約先の機関において業務に精通した者が事務を行うことにより，事務の効率化が期待できる。

（単位：機関）



(ウ) 県全体として事務量が軽減

東広島地域事務所管内の各機関からは、契約事務を集約することにより、まとめて事務を行うことができるため、県全体として事務量が軽減できるという効果があるという意見が約 56% (浄化槽維持管理業務) から 87% (機械警備業務) となっている。

効果がないという意見は約 6% (浄化槽維持管理業務) から 14% (電気設備保守点検業務, 消防用設備等保守点検業務, 一般廃棄物処理業務) となっている。

このように今回の調査では、7 業務すべてにおいて、契約事務を集約することにより、まとめて事務を行うことができるため、県全体として事務量が軽減できるという意見が多かった。

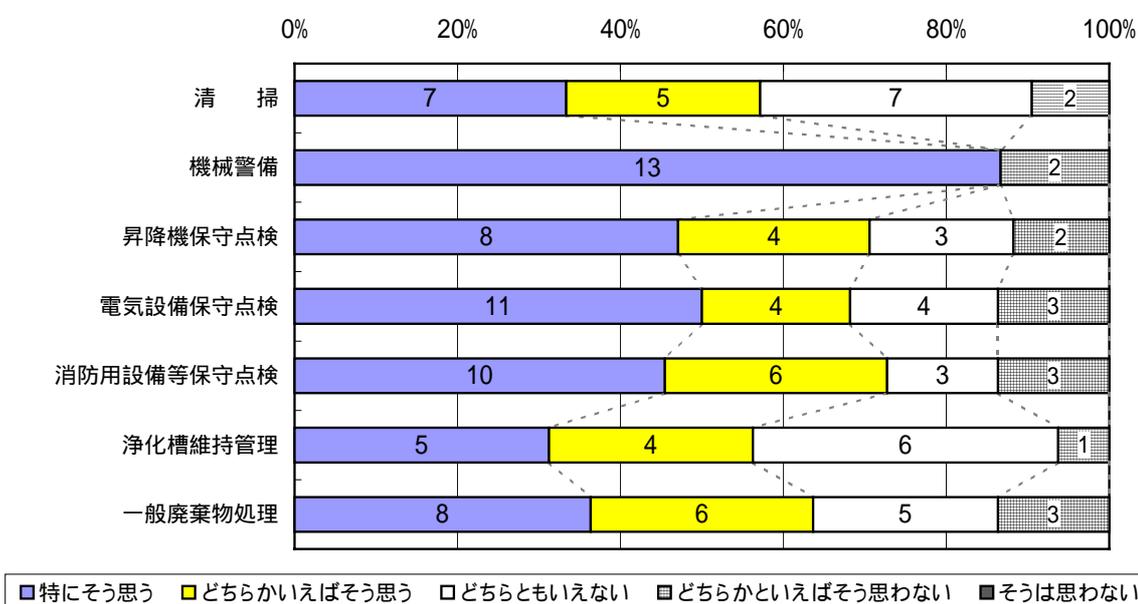
業務別にみると、教育委員会において既に本庁に事務を集約している 機械警備業務は、県立学校 12 校中 11 校から効果があるという意見があり、全機関をみても効果があるという意見が約 87% と今回調査した 7 業務の中で最も高く、次いで 消防用設備等保守点検業務が約 73% , 昇降機保守点検業務が約 71% となっている。

《契約事務の集約の効果 (ウ) 県全体として事務量が軽減》

東広島地域事務所管内の各機関からの意見

問 **まとめて事務を行うことができるため、複数の機関が個々に事務を行う場合に比べて、県全体として事務量が軽減できる。**

(単位：機関)



(工) 業務内容の統一，標準化が図れる

東広島地域事務所管内の各機関からは，契約事務を集約することにより，各施設の業務内容（仕様等）の統一，標準化を図ることができるという効果があるという意見が約 68%（一般廃棄物処理業務）から 88%（浄化槽維持管理業務）となっている。

効果がないという意見は約 6%（昇降機保守点検業務）から 18%（一般廃棄物処理業務）となっている。

このように今回の調査では，7 業務すべてにおいて，契約事務を集約することにより，各施設の業務内容の統一，標準化を図ることができるという意見が多かった。

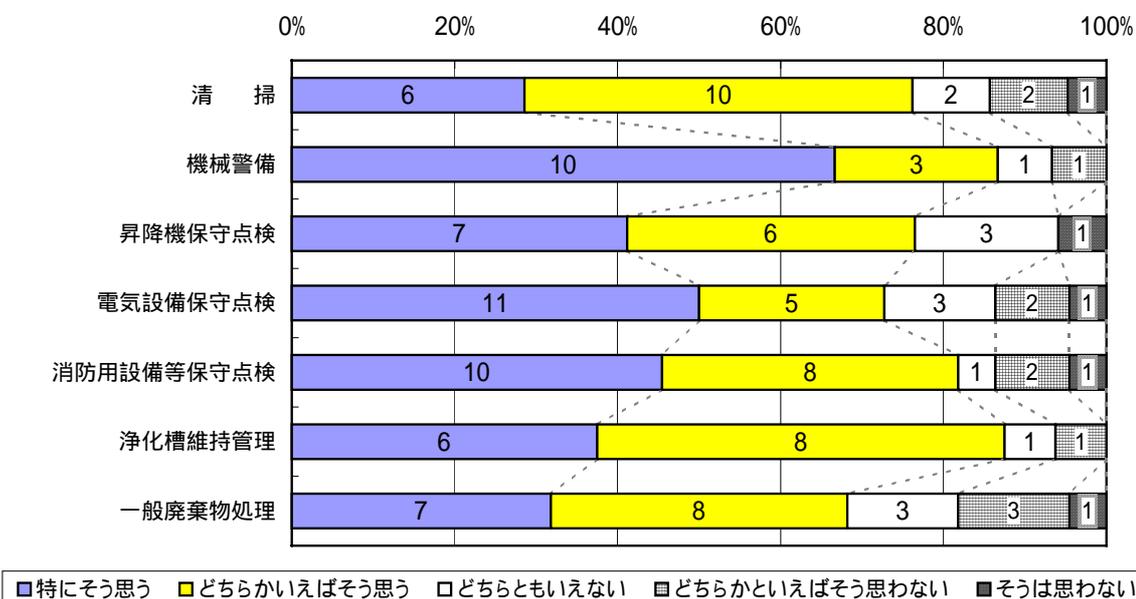
業務別にみると，教育委員会において既に本庁に事務を集約している 機械警備業務は，県立学校 12 校中 10 校から効果があるという意見があった。全機関をみると効果があるという意見は，浄化槽維持管理業務が約 88%と今回調査した 7 業務の中で最も高く，次いで 機械警備業務が約 87%，消防用設備等保守点検業務が約 82%となっている。

《契約事務の集約の効果 (工) 業務内容の統一，標準化が図れる》

東広島地域事務所管内の各機関からの意見

問 特定の機関が事務を行うため，各施設の業務内容（仕様等）の統一，標準化を図ることができる。

(単位：機関)



(オ) 業務内容の見直しが進む

東広島地域事務所管内の各機関からは、契約事務を集約することにより、各施設の業務内容（仕様等）の比較検討が容易になり、業務内容の見直し等を進めやすくなるという効果があるという意見が約 47%（昇降機保守点検業務）から 93%（機械警備業務）となっている。

効果がないという意見は 0%（機械警備業務）から約 14%（清掃業務）となっている。

このように今回の調査では、7 業務すべてにおいて、契約事務を集約することにより、各施設の業務内容（仕様等）の比較検討が容易になり、業務内容の見直し等を進めやすくなるという意見が多かった。

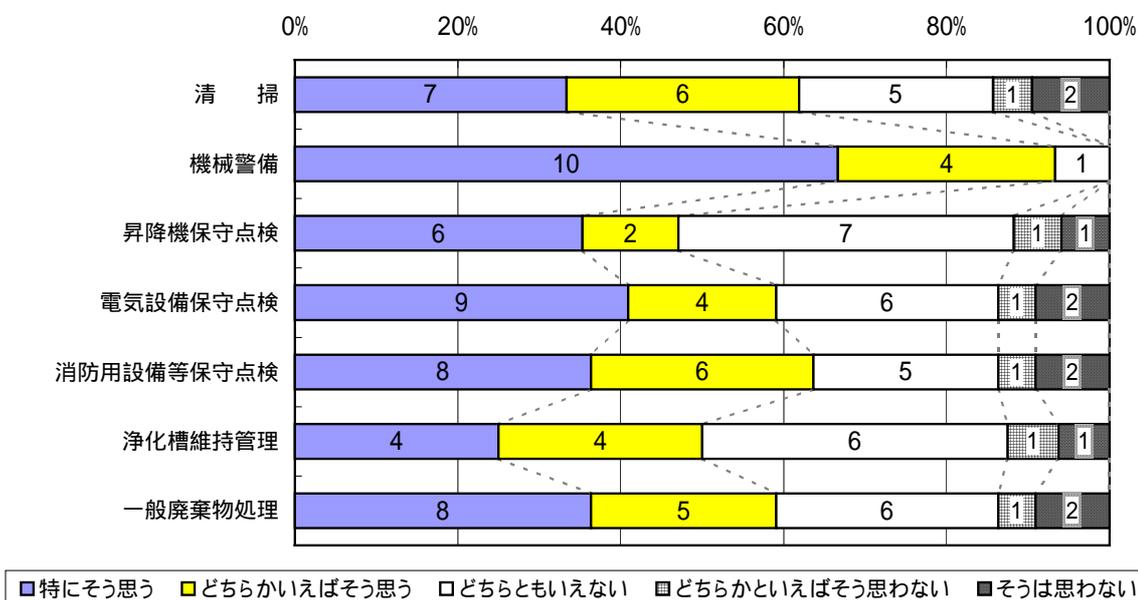
業務別にみると、教育委員会において既に本庁に事務を集約している機械警備業務は、すべての県立学校（12 校）から効果があるという意見があり、全機関をみても効果があるという意見が約 93%と今回調査した 7 業務の中で最も高く、次いで消防用設備等保守点検業務が約 64%，清掃業務が約 62%となっている。

《契約事務の集約の効果 (オ) 業務内容の見直しが進む》

東広島地域事務所管内の各機関からの意見

問 特定の機関が事務を行うため、各施設の業務内容（仕様等）の比較検討が容易になり、業務内容の見直し等を進めやすくなる。

(単位：機関)



(カ) 期待できるその他の効果

東広島地域事務所管内の各機関及び財産管理室からは、契約事務の集約を行った場合に期待できるその他の効果として、次のとおり意見があった。(東広島地域事務所管内の各機関からの意見には 印を付け、財産管理室からの意見には記号(a)を付けて記載している。)

【財産管理室からの意見】

- ・ 昇降機保守点検業務、電気設備保守点検業務、消防用設備等保守点検業務、浄化槽維持管理業務の4業務については、a 技術専門職員を配置する場合は、業務の品質確保の精度が高まる。

業務区分	契約事務の集約を行った場合に期待できるその他の効果
施設管理業務全般	<p>専門職員の配置による法令等に則った適正な維持管理 専門的な職員が配置されることで、電気事業法、消防法等の法令等に則った適正な維持管理がより一層期待できる。</p> <p>まとめて事務を行うことにより、業者の辞退が減る まとめて事務を行うことにより、単独で指名した時と比べて、業者が辞退するケースが減る。</p>
清掃業務	なし
機械警備業務	なし
昇降機保守点検業務	<p>a 技術専門職員の配置による業務の品質確保 集約する機関に、専門知識を有する電気職、機械職を配置する場合は、的確な現状把握や委託業務の品質確保の精度が高まる。</p>
電気設備保守点検業務	<p>a 技術専門職員の配置による業務の品質確保</p>
消防用設備等保守点検業務	<p>a 技術専門職員の配置による業務の品質確保</p>
浄化槽維持管理業務	<p>a 技術専門職員の配置による業務の品質確保</p>
一般廃棄物処理業務	なし

複数の業務に共通する財産管理室からの意見については、同じ記号を付けて、最初に記載する業務の欄に具体的な内容を記載し、それ以降に記載する業務の欄には記号及び項目のみ記載している。

イ 契約事務の集約を行った場合の問題点・課題

(ア) 県全体として事務量が增大

東広島地域事務所管内の各機関からは、契約事務を集約することにより、業務内容の調整等の事務が煩雑になり、県全体として事務量が增大するという問題があるという意見（問題点について「特にそう思う」及び「どちらかといえばそう思う」という意見を「問題があるという意見」という。以下同じ。）が約 13%（浄化槽維持管理業務）から 24%（清掃業務）となっている。

問題ないという意見（問題点について「そうは思わない」及び「どちらかといえばそうは思わない」という意見を「問題ないという意見」という。以下同じ。）は、約 24%（清掃業務）から 80%（機械警備業務）となっている。

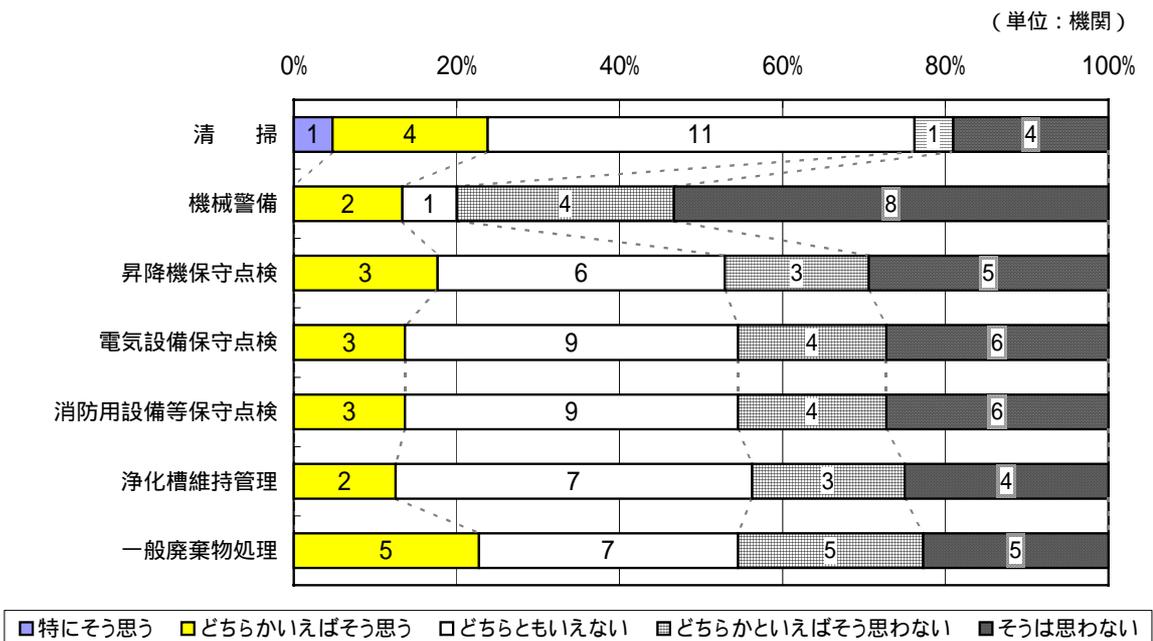
今回の調査では、清掃業務を除く 6 業務において、業務内容の調整等の事務が煩雑になり、県全体として事務量が增大するという点については、問題ないという意見が問題があるという意見を上回っている。

業務別にみると、清掃業務においては、問題があるという意見、問題ないという意見ともに約 24%と同数であった。また、教育委員会において既に本庁に事務を集約している機械警備業務は、県立学校 12 校中 11 校から問題ないという意見があり、全機関をみても問題ないという意見が 80%と今回調査した 7 業務の中で最も高く、次いで昇降機保守点検業務が約 47%、電気設備保守点検業務、消防用設備等保守点検業務、一般廃棄物処理業務が約 45%となっている。

《契約事務の集約の問題点・課題 (ア) 県全体として事務量が增大》

東広島地域事務所管内の各機関からの意見

問 施設の管理機関と契約担当機関（集約先の機関）が異なるため、業務内容（仕様等）の調整等の事務が煩雑になり、複数の機関が個々に事務を行う場合に比べて、**県全体として事務量が增大する。**



(イ) 契約担当機関が異なるため、施設の管理機関が必要とする業務内容にならない

東広島地域事務所管内の各機関からは、契約事務を集約することにより、施設の管理機関と契約担当機関（集約先の機関）が異なるため、施設の管理機関が必要とする業務内容（仕様等）にならないことが多くなり、施設の管理に支障を来たすという問題があるという意見が約 13%（ 浄化槽維持管理業務）から 48%（ 清掃業務）となっている。

問題ないという意見は、約 38%（ 清掃業務）から 80%（ 機械警備業務）となっている。

今回の調査では、 清掃業務を除く 6 業務において、契約担当機関が異なるため、施設の管理機関が必要とする業務内容にならないことが多くなり、施設の管理に支障を来たすということについては、問題ないという意見が問題があるという意見を上回っている。

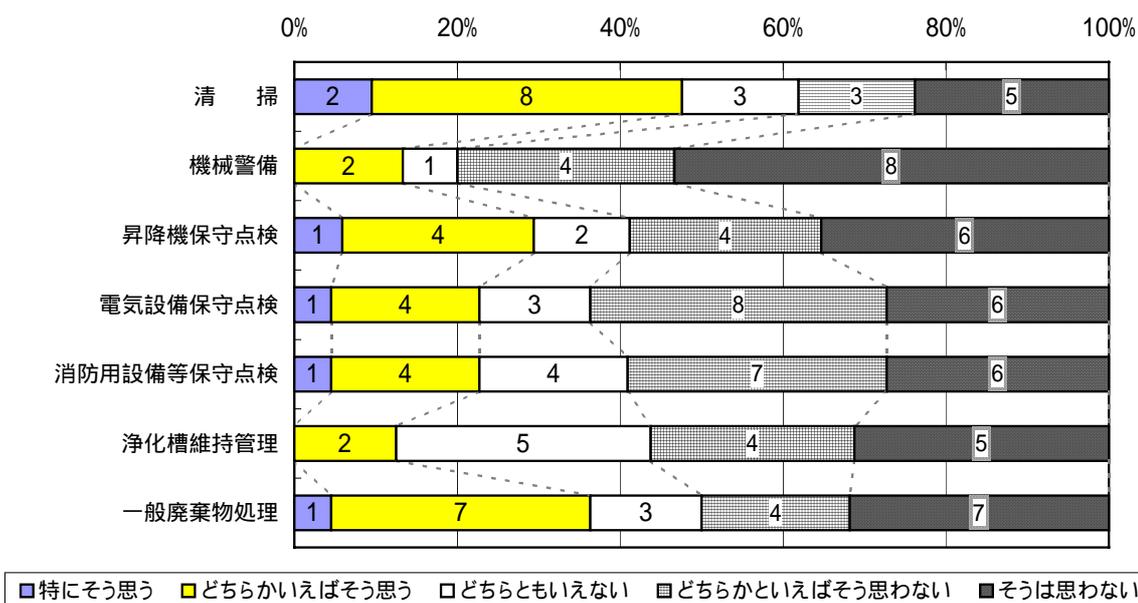
業務別にみると、 清掃業務においては、問題があるという意見が約 48%となり、問題ないという意見の約 38%を上回っている。また、教育委員会において既に本庁に事務を集約している 機械警備業務は、県立学校 12 校中 11 校から問題ないという意見があり、全機関をみても問題ないという意見が 80%と今回調査した 7 業務の中で最も高く、次いで 電気設備保守点検業務が約 64%、 消防用設備等保守点検業務が約 59%となっている。

《契約事務の集約の問題点・課題 (イ) 契約担当機関が異なるため、施設の管理機関が必要とする業務内容にならない》

東広島地域事務所管内の各機関からの意見

問 施設の管理機関と契約担当機関（集約先の機関）が異なるため、施設の管理機関が必要とする業務内容（仕様等）にならないことが多くなり、施設の管理に支障を来たす。

（単位：機関）



(ウ) 業務内容の見直しが難しくなる

東広島地域事務所管内の各機関からは、契約事務を集約することにより、業務内容（仕様等）の見直しが難しくなるという問題があるという意見が約 13%（機械警備業務）から 38%（清掃業務）となっている。

問題ないという意見は、約 33%（清掃業務）から 60%（機械警備業務）となっている。

今回の調査では、清掃業務を除く 6 業務において、業務内容の見直しが難しくなるということについては、問題ないという意見が問題があるという意見を上回っている。

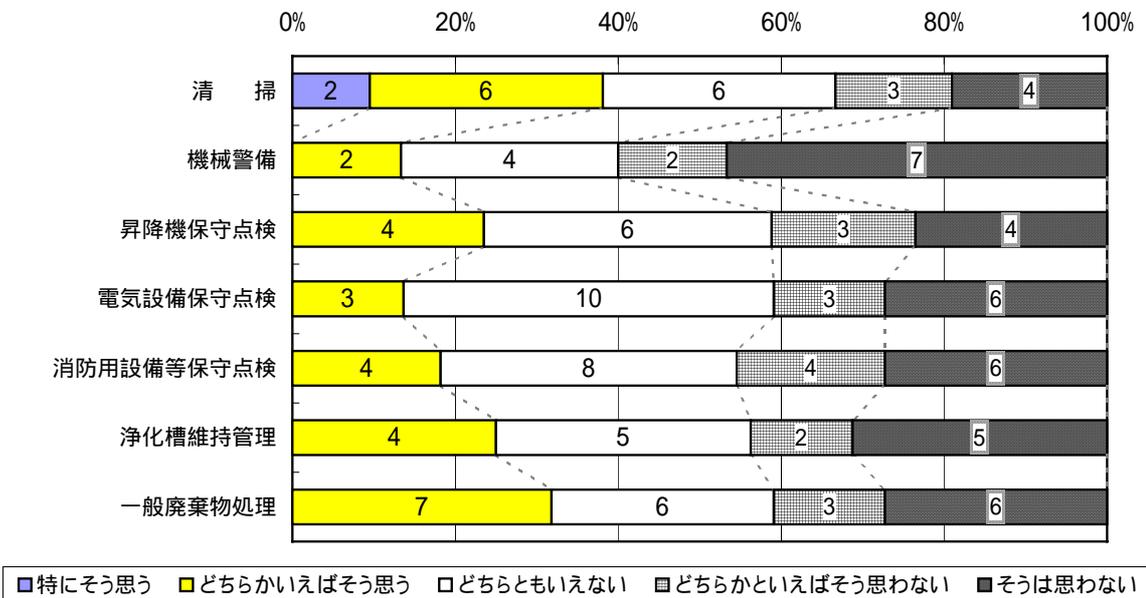
業務別にみると、清掃業務においては、問題があるという意見が約 38%となり、問題ないという意見の約 33%を上回っている。また、教育委員会において既に本庁に事務を集約している機械警備業務は、県立学校 12 校中 7 校から問題ないという意見（2 校から問題があるという意見）があり、全機関をみても問題ないという意見が 60%と今回調査した 7 業務の中で最も高く、次いで消防用設備等保守点検業務が約 45%、浄化槽維持管理業務が約 44%となっている。

《契約事務の集約の問題点・課題（ウ）業務内容の見直しが難しくなる》

東広島地域事務所管内の各機関からの意見

問 施設の管理機関と契約担当機関（集約先の機関）が異なるため、業務内容（仕様等）の見直しが難しくなる。

（単位：機関）



(エ) その他の問題点・課題

東広島地域事務所管内の各機関及び財産管理室からは、契約事務の集約を行った場合のその他の問題点・課題として、次のとおり意見があった。(東広島地域事務所管内の各機関からの意見には 印を付け、財産管理室からの意見には記号(a～g)を付けて記載している。)

【財産管理室からの意見の主なもの】

- ・ 施設管理業務全般については、a 予算に係る調整の困難性が予想される、c 監督事務について発注機関と現場の機関の連絡・調整事務が生じる、e 施設管理者の安全管理やコスト管理に対する責任感が希薄になることが懸念される。
- ・ 電気設備保守点検業務、消防用設備等保守点検業務の2業務については、g 現場の職員に設備機器の実態を学習させる別のプログラムが必要となる。

業務区分	契約事務の集約を行った場合のその他の問題点・課題
施設管理業務全般	<p>a 予算に係る調整の困難性が予想される 契約実績を踏まえて設計額未滿の予算を配当される施設があるため、調整の困難性が予想される。</p> <p>b 仕様書、設計書の作成について効率化が図られない 仕様書、設計書の作成については、「集約した執行機関の職員が現地を回り作成する方法」又は「各施設管理の担当者が作成したものを発注機関が集約する方法」となり、効率化が図られるとは思われない。 また、積算プログラムや共通仕様書及び標準的な特記仕様書の電子データを配布しており、施設の改変が無い場合は、積算の大部分は単価の入れ替えのみであるため、初回契約以降の仕様書作成、積算の事務量は極めて少ない。</p> <p>c 監督事務について、発注機関と現場の機関の連絡・調整事務が生じる 監督事務については、施設管理担当者(発注者の監督責任者)として、契約の総括的な事項の担当者(発注機関に配置)と現場で監督する担当者(従来の施設管理の担当者)を配置する必要があり、それに伴い(複数の監督職員が異なる指示を出すことの防止等のため)連絡・調整事務が生じる。</p> <p>d 営繕工事の引継ぎ 営繕工事がある場合、完了時に、契約担当機関は、施設管理者とともに引継ぎを受けることとなる。</p> <p>e 施設管理者の安全管理やコスト管理に対する責任感が希薄になる 他の機関が契約することにより、施設管理者の安全管理やコスト管理に対する責任感が希薄になる懸念がある。</p> <p>責任体制(組織)や人役を慎重に検討する必要がある 集約機関とその他の機関の責任体制(組織)や人役を慎重に検討する必要がある。</p> <p>役割分担を明確にする必要がある 施設の管理機関と契約担当機関の役割分担(緊急保守時の対応、日常の連絡調整)を明確にする必要がある。</p>

業務区分	契約事務の集約を行った場合のその他の問題点・課題
	<p>履行確認者，確認方法を明確にする必要がある 履行確認者及び確認方法を明確にしておく必要がある。</p> <p>所属に施設担当者がいなくなれば故障時の迅速な対応が困難 各所属に施設の担当者がいなくなれば，故障の時の迅速な対応ができなくなる。</p> <p>契約外の業務委託が必要になった場合の事務処理等の明確化 契約外の業務委託が必要になった場合の事務処理と予算措置の流れを事前に決めておく必要がある。</p> <p>集約開始時に準備期間が必要である 集約開始時において，事前に仕様の詳細を調べるなどの準備期間が必要である。</p> <p>個別の機関への契約内容の周知が必要である 個別の機関では，契約内容の詳細(契約に係る機器構成・保守内容・点検時期など)が把握しづらくなるため，内容の周知が必要となる。</p> <p>共通仕様となった場合に支障を来たすことがある 例えば草刈・除草では，病弱な児童・生徒に配慮して，現在は薬剤を使っていないため，(経費効率のために)除草剤などを使う共通仕様となった場合，支障があるなどの課題がある。</p> <p>委託業務結果等を受けての修繕の見極め等が難しくなる 履行確認作業，委託業務結果を受けての修繕等の優先順位の見極め等施設管理業務が難しくなる。</p> <p>地元市等との合築ビルのため費用案分などが複雑である 庁舎が地元市等との合築ビルであり，建物全体をまとめて総合管理業務を委託している。場所ごとの負担割合により費用案分するなど，県の他の機関に比べて複雑である。また，契約事務の集約については，地元市等の了解を得る必要がある。</p>
清掃業務	<p>毎年仕様作成の調査が必要になり，事務の軽減にならない 毎年同じ場所を清掃(ワックスなど)するわけではなく，その都度，詳しい仕様作成のため調査が入ることが考えられ，事務量などの軽減にはつながらないのではないか。</p> <p>隔年や数年に1度実施する箇所の事務処理が煩雑になる 隔年で実施したい箇所や，数年に1度実施したい箇所の事務処理が煩雑になる。</p>
機械警備業務	<p>施設の管理機関と契約担当機関が異なるため，契約内容の変更が生じた場合の即時の対応が困難 施設の管理機関と契約担当機関が異なるため，年度途中での契約内容の変更が生じた場合，即時の対応が困難である。</p>

業務区分	契約事務の集約を行った場合のその他の問題点・課題
昇降機保守 点検業務	<p>f 技術専門職員の配置に見合う施設管理担当者の事務量の削減が可能かどうか不明</p> <p>設備関係の委託業務についての施設管理担当者の業務の習熟の課題は「入札等の執行手続き」ではなく「設備機器や建築物に関する技術的な知識の不足」である。このため、業務に精通した職員を配置することとする場合、建築職、電気職、機械職を発注を集約する機関ごとに配置することとなるが、これに見合う施設管理担当者の事務量の削減との関係が不明である。</p>
電気設備保守 点検業務	<p>f 技術専門職員を集約する機関に配置することに見合う施設管理担当者の事務量の削減が可能かどうか不明</p> <p>g 現場の職員に設備機器の実態を学習させる別のプログラムが必要</p> <p>施設管理に当たる現場の職員は、緊急時の対応を含めた施設の安全性の確保、衛生的な環境確保、健全な施設の維持保全、快適な利用環境の提供のため、自ら管理する施設の設備機器の実態を把握しておく必要がある。電気設備や消防設備については、防災機能の多くを担っている一方で、機器の種類や数量が多く、職員が実態を把握することは、相当の学習が必要である。</p> <p>業務委託の特記仕様書作成や積算作業は、職員が設備機器の実態を把握する重要な機会となっており、この作業を別の執行機関に委ねる場合は、施設管理に当たる現場の職員に設備機器の実態を学習させる別のプログラムが必要となる。</p>
消防用設備等 保守点検業務	<p>f 技術専門職員を集約する機関に配置することに見合う施設管理担当者の事務量の削減が可能かどうか不明</p> <p>g 現場の職員に設備機器の実態を学習させる別のプログラムが必要</p> <p>消防訓練における業者への依頼範囲を決める必要がある</p> <p>消防訓練における業者への依頼の範囲などを決める必要がある。</p>
浄化槽維持 管理業務	<p>f 技術専門職員を集約する機関に配置することに見合う施設管理担当者の事務量の削減が可能かどうか不明</p>
一般廃棄物 処理業務	なし

複数の業務に共通する財産管理室からの意見については、同じ記号を付けて、最初に記載する業務の欄に具体的な内容を記載し、それ以降に記載する業務の欄には記号及び項目のみ記載している。

(3) 一括契約を行った場合の効果，問題点・課題

東広島地域事務所管内の施設管理業務委託契約を行っている機関（22 機関）に対して、施設管理業務委託を業務ごとに一括契約した場合に期待できる効果及び問題点・課題について、各機関が実際に行っている業務を対象に意見を求めた。また、財産管理室に対して、一括契約した場合に期待できる効果及び問題点・課題について、意見を求めた。その結果等は次のとおりである。

ア 一括契約を行った場合に期待できる効果

(ア) 委託料の低減

東広島地域事務所管内の各機関からは、一括契約することにより、規模の効果が発揮され、委託料の低減が期待できるという効果があるという意見が約 38%（浄化槽維持管理業務）から 77%（消防用設備等保守点検業務）となっている。

効果がないという意見は 0%（機械警備業務，昇降機保守点検業務）から約 31%（浄化槽維持管理業務）となっている。

このように今回の調査では、7 業務すべてにおいて、一括契約することにより、規模の効果が発揮され、委託料の低減が期待できるという意見が多かった。

業務別にみると、効果があるという意見は、消防用設備等保守点検業務が約 77% と今回調査した 7 業務の中で最も高く、次いで 清掃業務が約 76%，機械警備業務が約 73% となっている。また、浄化槽維持管理業務については、効果があるという意見が約 38%（効果がないという意見が約 31%）となり、今回調査した 7 業務の中で最も低くなっている。

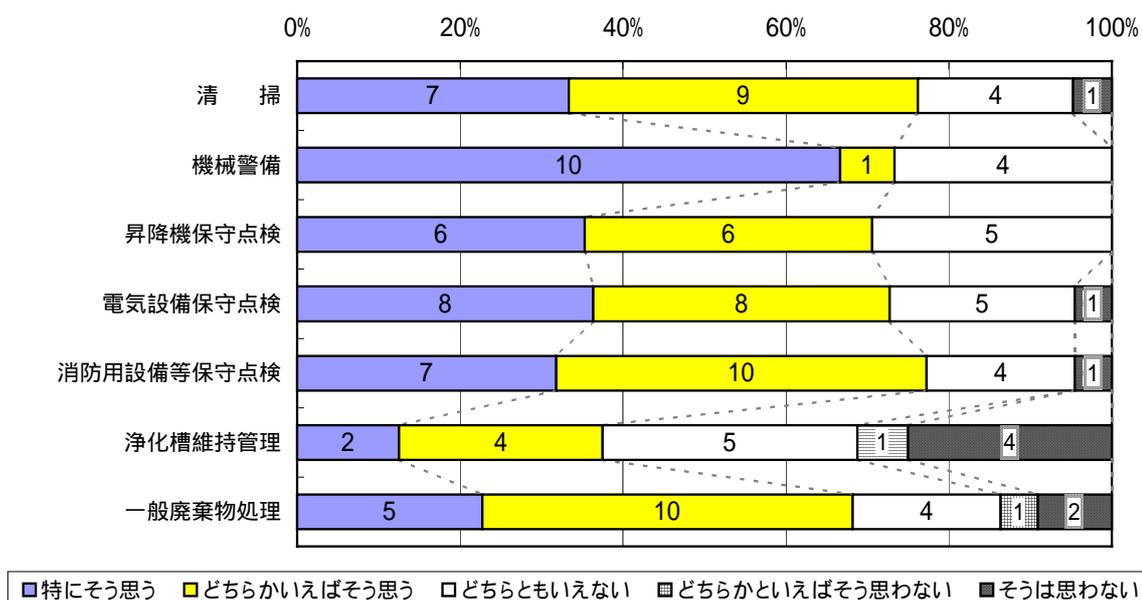
《一括契約の効果（ア）委託料の低減》

東広島地域事務所管内の各機関からの意見

問 契約をまとめることにより、規模の効果が発揮され、委託料の低減が期待できる。

【規模の効果の例】受託業者において、一括調達により原材料等を安価に調達できる、人員を効率的に配置できる、業務の準備・発注者との調整等を一括して実施できる、計画書・協議書・報告書等の共用ができる など

（単位：機関）



(イ) 事務の軽減

東広島地域事務所管内の各機関からは、一括契約することにより、契約件数が少なくなり事務の軽減が期待できるという効果があるという意見が約 69%（浄化槽維持管理業務）から 100%（機械警備業務）となっている。

効果がないという意見は 0%（機械警備業務，昇降機保守点検業務）から約 19%（浄化槽維持管理業務）となっている。

このように今回の調査では、7業務すべてにおいて、一括契約することにより、契約件数が少なくなり事務の軽減が期待できるという意見が多かった。

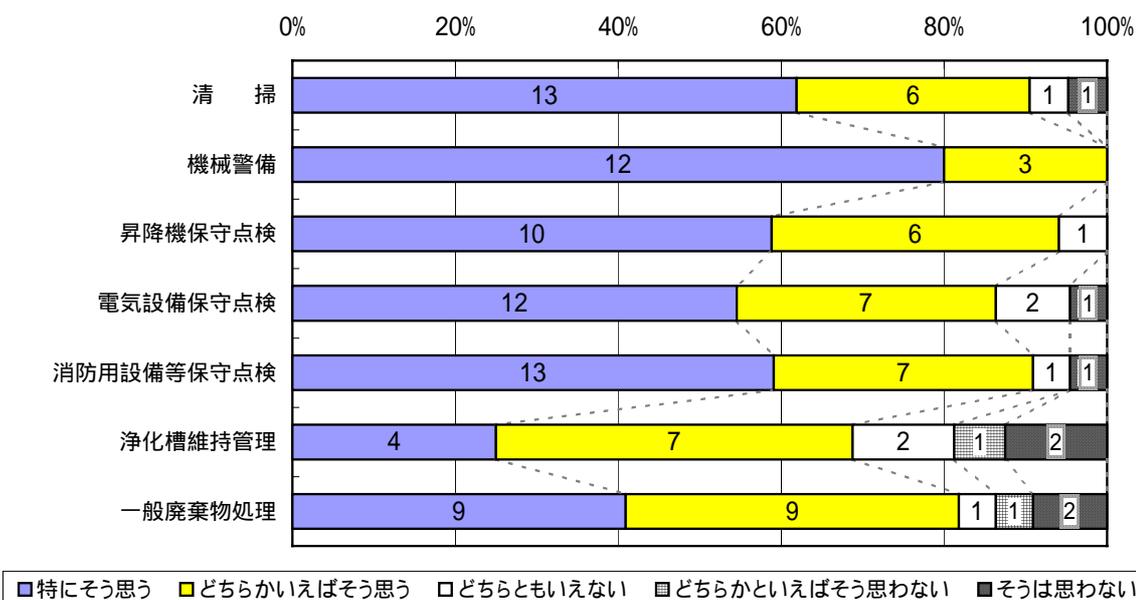
業務別にみると、効果があるという意見は、機械警備業務が 100%と今回調査した 7業務の中で最も高く、次いで昇降機保守点検業務が約 94%，消防用設備等保守点検業務が約 91%となっている。

《一括契約の効果(イ) 事務の軽減》

東広島地域事務所管内の各機関からの意見

問 契約件数が少なくなり、執行伺い、契約締結伺い、契約書の作成、委託料の支払等の事務の軽減が期待できる。

(単位：機関)



(ウ) 管理水準の均一化が図れる

東広島地域事務所管内の各機関からは、一括契約することにより、複数機関分の業務を同一業者が行うため、各施設の管理水準の均一化を図ることができるという効果があるという意見が約 38% (浄化槽維持管理業務) から 82% (消防用設備等保守点検業務) となっている。

効果がないという意見は約 6% (昇降機保守点検業務) から 19% (浄化槽維持管理業務) となっている。

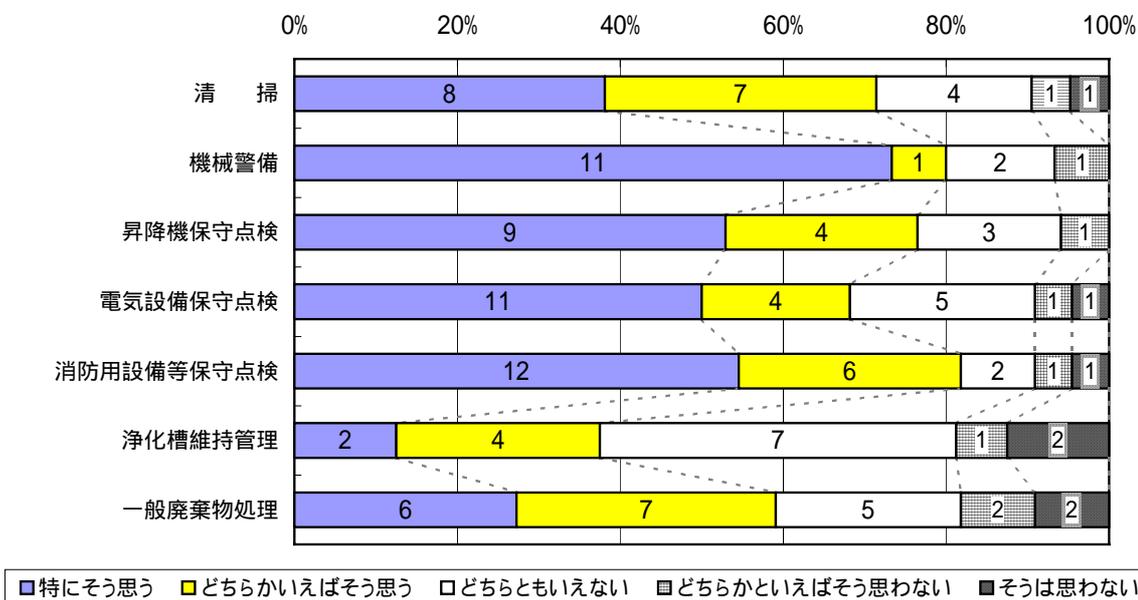
このように今回の調査では、7 業務すべてにおいて、一括契約することにより、複数機関分の業務を同一業者が行うため、各施設の管理水準の均一化を図ることができるという意見が多かった。

業務別にみると、効果があるという意見は、消防用設備等保守点検業務が約 82% と今回調査した 7 業務の中で最も高く、次いで 機械警備業務が 80%、昇降機保守点検業務が約 76% となっている。また、浄化槽維持管理業務については、効果があるという意見が約 38% (効果がないという意見が約 19%) となり、今回調査した 7 業務の中で最も低くなっている。

《一括契約の効果 (ウ) 管理水準の均一化が図れる》 広島地域事務所管内の各機関からの意見

問 複数機関分の業務を同一業者が行うため、各施設の管理水準の均一化を図ることができる。

(単位：機関)



(エ) 期待できるその他の効果

東広島地域事務所管内の各機関及び財産管理室からは、一括契約を行った場合に期待できるその他の効果として、次のとおり意見があった。(東広島地域事務所管内の各機関からの意見には 印を付け、財産管理室からの意見には記号 (a) を付けて記載している。)

【財産管理室からの意見】

- ・ 消防用設備等保守点検業務については、a 規模の大きい契約は落札率が低い傾向にある。

業務区分	一括契約を行った場合に期待できるその他の効果
施設管理業務全般	<p>一般競争入札の対象が多くなり、競争性が高まる 一括契約により、一般競争入札の対象となる業務が多くなり、業者間の競争性が高まるとともに、コストの低下が期待できる。</p> <p>一括契約することにより、業者の辞退が減る 一括契約することにより、単独で指名した時と比べて、業者が辞退するケースが減る。</p>
清掃業務	<p>学校の清掃は、時期が集中するが、一括契約することで日程調整が計画的、円滑にできる 学校の清掃作業は、休業期間中や休業日に集中するため、他校より後に委託した学校では、日程の確保が困難になることがある。一括契約することにより、日程調整が計画的、円滑に行われるのではないかと期待する。</p>
機械警備業務	<p>契約規模が大きくなることで受託業者の体制が充実し、緊急時の対応が早くなる 一括契約して契約規模が大きくなることによって、受託業者の体制が充実し、緊急時の対応が速くなると期待する。</p>
昇降機保守点検業務	なし
電気設備保守点検業務	なし
消防用設備等保守点検業務	<p>a 規模の大きい契約は落札率が低い傾向にある 規模の大きい(設計金額が100万円以上の)契約は、落札率が低い傾向にある。</p>
浄化槽維持管理業務	なし
一般廃棄物処理業務	<p>近隣所属でまとめて効率的に収集することで経費を節減できる 近隣所属でまとめて委託すれば、効率的に収集することができて、経費節減が見込まれる。</p>

イ 一括契約を行った場合の問題点・課題

(ア) 業者が特定され一括契約が困難

東広島地域事務所管内の各機関からは、一括契約することにより、業者が1業者のみ、又は業者が指定されているなどの理由から、複数機関分を一括契約することができないという問題があるという意見が0%（機械警備業務、消防用設備等保守点検業務）から約94%（浄化槽維持管理業務）となっている。

問題ないという意見は、約6%（浄化槽維持管理業務）から100%（機械警備業務）となっている。

今回の調査では、浄化槽維持管理業務、一般廃棄物処理業務を除く5業務において、業者が1業者のみ、又は業者が指定されているなどの理由から、複数機関分を一括契約することができないということについては、問題ないという意見が問題があるという意見を上回っている。

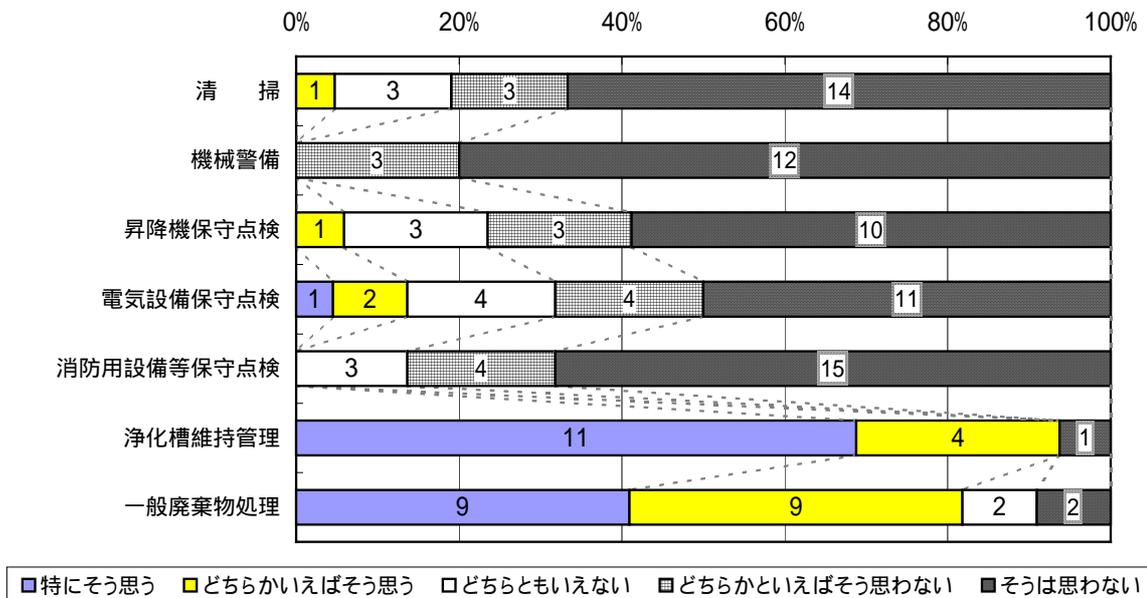
業務別にみると、問題があるという意見は、浄化槽維持管理業務が約94%と今回調査した7業務の中で最も高く、次いで一般廃棄物処理業務が約82%となっている。また、問題ないという意見は、機械警備業務が100%と最も高く、次いで消防用設備等保守点検業務が約86%、清掃業務が約81%となっている。

《一括契約の問題点・課題(ア)業者が特定され一括契約が困難》

東広島地域事務所管内の各機関からの意見

問 業務を行うために必要な許可、認可等を受けている業者が1業者のみ、又は区域制により業者が指定されているなどの理由から、複数機関分を一括契約することができない。

(単位：機関)



(イ) 競争性が損なわれる

東広島地域事務所管内の各機関からは、一括契約することにより、対応できる業者が少なくなり、契約における競争性が損なわれるという問題があるという意見が約47%（機械警備業務）から81%（清掃業務）となっている。

問題ないという意見は、約14%（電気設備保守点検業務）から40%（機械警備業務）となっている。

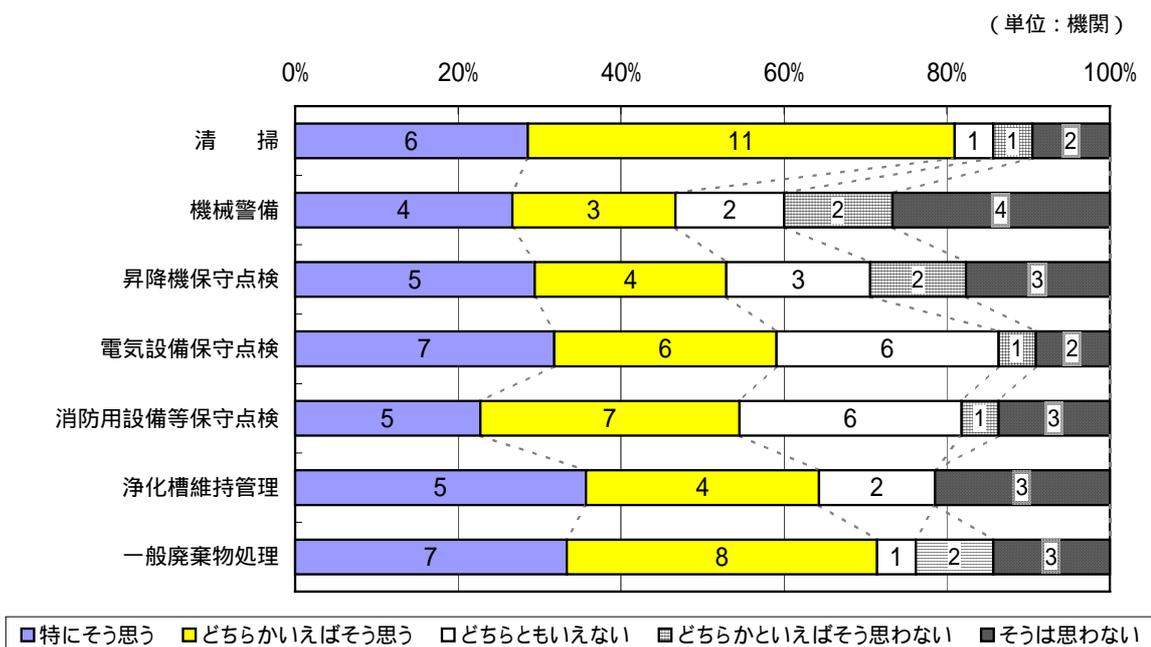
このように今回の調査では、7業務すべてにおいて、一括契約することにより、対応できる業者が少なくなり、契約における競争性が損なわれるという意見が多かった。

業務別にみると、問題があるという意見は、清掃業務が約81%と今回調査した7業務の中で最も高く、次いで一般廃棄物処理業務が約71%、浄化槽維持管理業務が約64%となっている。また、問題ないという意見は、機械警備業務が40%と最も高くなっている。

《一括契約の問題点・課題(イ) 競争性が損なわれる》

東広島地域事務所管内の各機関からの意見

問 契約の規模が大きくなることにより、対応できる業者が少なくなり（小規模の業者では対応できなくなり）、契約における競争性が損なわれる。



(ウ) 業者の新規参入が難しくなる

東広島地域事務所管内の各機関からは、一括契約することにより、一度受託した業者が極めて有利で、業者の新規参入が難しくなり、契約における競争性が損なわれるという問題があるという意見が約 35% (昇降機保守点検業務) から 57% (清掃業務) となっている。

問題ないという意見は、約 14% (清掃業務) から 47% (機械警備業務) となっている。

今回の調査では、機械警備業務を除く 6 業務において、業者の新規参入が難しくなり、契約における競争性が損なわれるという問題があるという意見が問題ないという意見を上回っている。

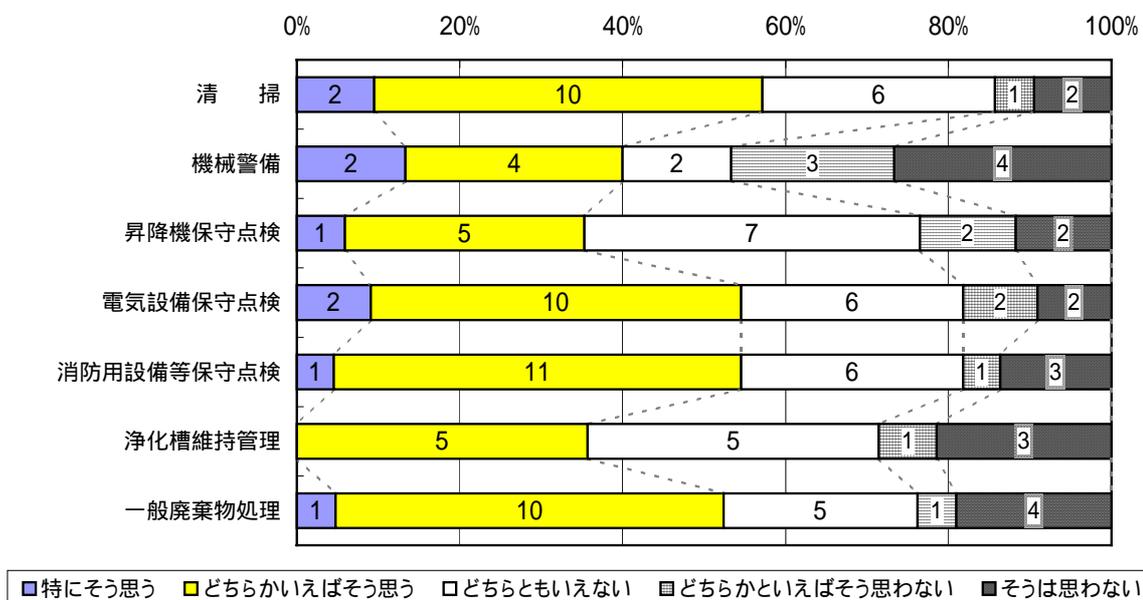
業務別にみると、問題があるという意見は、清掃業務が約 57% と今回調査した 7 業務の中で最も高く、次いで電気設備保守点検業務、消防用設備等保守点検業務が約 55% となっている。また、問題ないという意見は、機械警備業務が約 47% と最も高くなっている。

《一括契約の問題点・課題 (ウ) 業者の新規参入が難しくなる》

東広島地域事務所管内の各機関からの意見

問 契約の規模が大きくなることにより、新たに受託するための体制整備が難しくなることや、少数の受託業者にのみノウハウが蓄積されることなどから、一度受託した業者が極めて有利で、業者の新規参入が難しくなり、契約における競争性が損なわれる。

(単位：機関)



(工) 災害発生直後の対応が困難

東広島地域事務所管内の各機関からは、一括契約することにより、少数の受託業者に業務が集中するため、台風、地震等の災害発生直後の対応（臨時点検等）が困難又は遅れるという問題があるという意見が約 29%（清掃業務）から 86%（電気設備保守点検業務）となっている。

問題ないという意見は、約 9%（電気設備保守点検業務）から 48%（清掃業務）となっている。

今回の調査では、清掃業務を除く 6 業務において、少数の受託業者に業務が集中するため、台風、地震等の災害発生直後の対応が困難又は遅れるという問題があるという意見が問題ないという意見を上回っている。

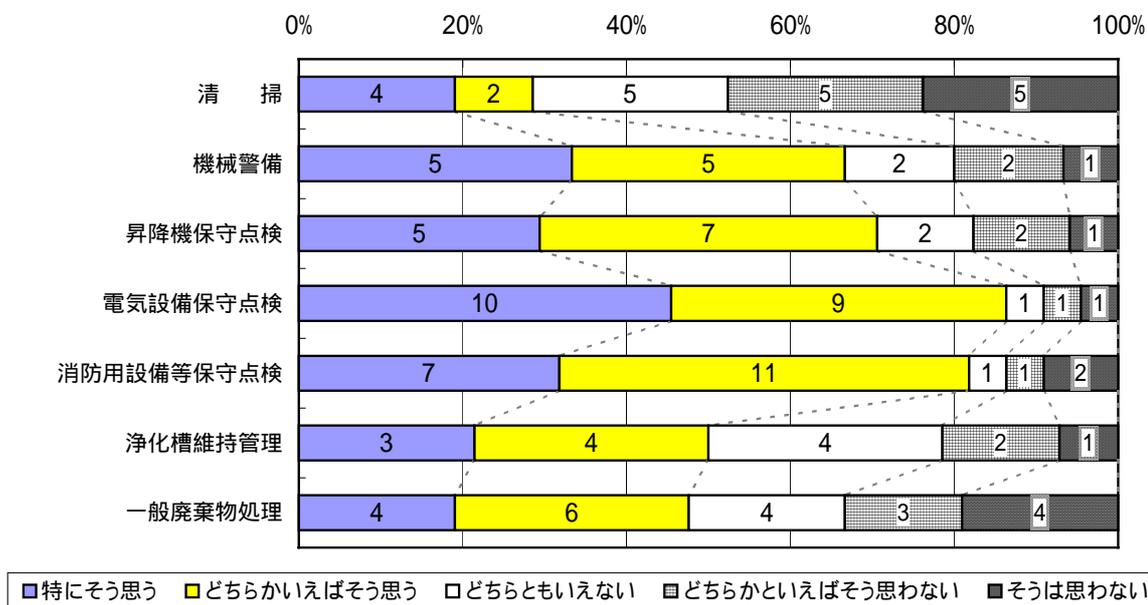
業務別にみると、問題があるという意見は、電気設備保守点検業務が約 86%と今回調査した 7 業務の中で最も高く、次いで消防用設備等保守点検業務が約 82%、昇降機保守点検業務が約 71%となっている。また、問題ないという意見は、清掃業務が約 48%と最も高くなっている。

《一括契約の問題点・課題 (工) 災害発生直後の対応が困難》

東広島地域事務所管内の各機関からの意見

問 少数の受託業者に業務が集中するため、台風、地震等の災害発生直後の対応（臨時点検等）が困難又は遅れることになり、施設の管理に支障を来たす。

(単位：機関)



(オ) 業務内容の調整が極めて煩雑

東広島地域事務所管内の各機関からは、一括契約することにより、業務内容（仕様等）の調整が極めて煩雑になるという問題があるという意見が約 14%（浄化槽維持管理業務）から 62%（清掃業務）となっている。

問題ないという意見は、約 29%（清掃業務）から 60%（機械警備業務）となっている。

今回の調査では、清掃業務、一般廃棄物処理業務を除く 5 業務において、業務内容の調整が極めて煩雑になるということについては、問題ないという意見が問題があるという意見を上回っている。

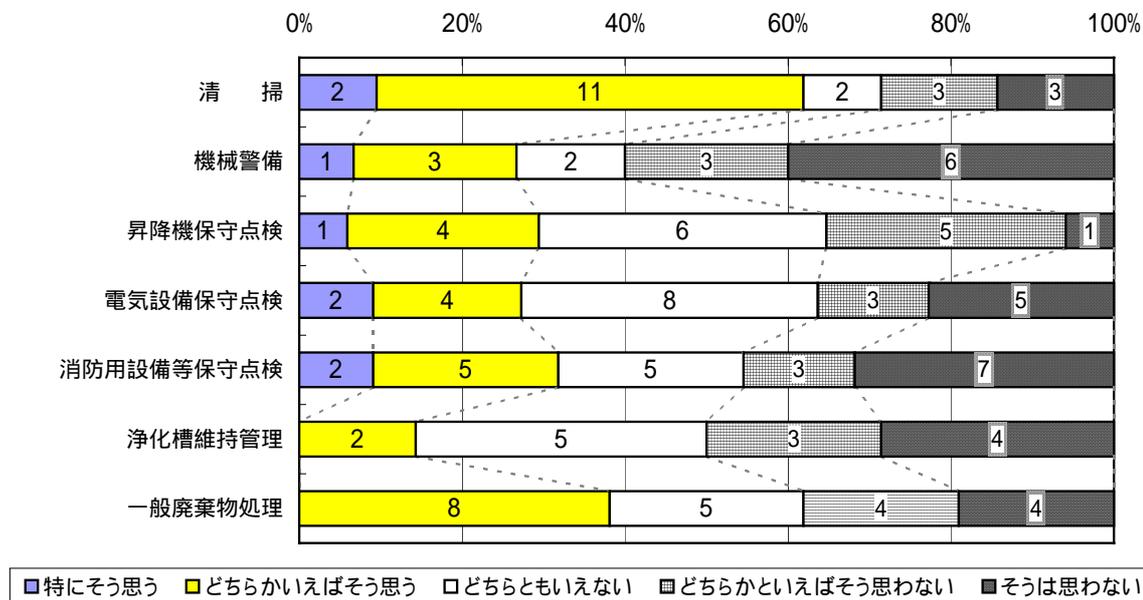
業務別にみると、問題があるという意見は、清掃業務が約 62%と今回調査した 7 業務の中で最も高く、次いで一般廃棄物処理業務が約 38%（問題ないという意見も約 38%）となっている。また、問題ないという意見は、機械警備業務が 60%と今回調査した 7 業務の中で最も高く、次いで浄化槽維持管理業務が 50%となっている。

《一括契約の問題点・課題（オ）業務内容の調整が極めて煩雑》

東広島地域事務所管内の各機関からの意見

問 施設の目的，利用形態等によって，各施設の管理水準が異なり，一括契約するための業務内容（仕様等）の調整が極めて煩雑になる。

（単位：機関）



(カ) その他の問題点・課題

東広島地域事務所管内の各機関及び財産管理室からは、一括契約を行った場合のその他の問題点・課題として、次のとおり意見があった。(東広島地域事務所管内の各機関からの意見には 印を付け、財産管理室からの意見には記号 (a ~ i) を付けて記載している。)

【財産管理室からの意見の主なもの】

- ・ 施設管理業務全般については、a 施設の新築，増改築，修繕，廃止に伴う契約変更が煩雑になる。
- ・ 清掃業務については、c 学校では日常清掃を生徒が行うことから、スポット契約がほとんどであり、一括契約が困難である。
- ・ 昇降機保守点検業務については、d メーカー系の保守点検業者が、他のメーカーが製造した昇降機の保守点検を受託しない状況がみられることなどから、メーカーが異なる複数施設の昇降機の保守点検を一括契約することによって、競争性が働きにくくなる。
- ・ 清掃業務， 昇降機保守点検業務， 浄化槽維持管理業務， 一般廃棄物処理業務，庁舎総合管理業務については、規模の大きい契約の落札率が低いという傾向が見られない。

業務区分	一括契約を行った場合のその他の問題点・課題
施設管理業務全般	<p>a 施設の新築，増改築，修繕，廃止に伴う契約変更が煩雑になる 長期継続契約の期間内には、施設の修繕等に伴い、清掃範囲や警備区域の変更等が生じるため、多数の施設を一括契約する場合は、数回の契約変更が発生する。</p> <p>また、工事と委託業務の調整（工事区域の清掃や警備は工事期間中は削減する等）は、これまでの「営繕室と施設管理者」から「営繕室，契約担当機関，施設管理者」の3者となる。</p> <p>責任体制（組織）や人役を慎重に検討する必要がある 集約機関とその他の機関の責任体制（組織）や人役を慎重に検討する必要がある。</p> <p>一括契約の実施基準が必要である 一括契約を実施するか否かの基準が必要である。（受注可能業者数が5者未満の一括発注はしないなど）</p> <p>共通仕様となった場合に支障を来すことがある 例えば草刈・除草では、病弱な児童・生徒に配慮して、現在は薬剤を使っていないが、（経費節減のために）除草剤などを使う共通仕様となった場合、支障があるなどの課題がある。</p> <p>一業者に業務が集中し過ぎると日程調整に問題が生じることや業務内容が低下することが懸念される 契約の規模が大きくなり過ぎると（一業者に業務が集中し過ぎると）、日程調整に問題が生じ業務に支障を来すことや、業務内容が低下することが懸念される。</p> <p>離れた場所に設置された機関分が含まれると、契約額が割高になることが懸念される 一括契約の中に離れた場所に設置された機関分が含まれると、業務が非効率になり、契約額が割高になることが懸念される。</p>

業務区分	一括契約を行った場合のその他の問題点・課題
清掃業務	<p>b 規模の大きい契約の落札率が低いという傾向が見られない 規模の大きい(設計金額が100万円以上の)契約の落札率が低いという傾向は見受けられない。</p> <p>c 学校の清掃はスポット契約がほとんどであり、一括契約が困難 施設数で大きなウエイトを占める学校の清掃契約は、(日常清掃を生徒が行うことから)スポット契約がほとんどであり、一括契約が困難である。</p> <p>学校は生徒数や部活動への取組など状況が異なるため均一化が難しい 学校は生徒数や部活動への取組などさまざま状況が異なるので均一化するのは難しいと思う。</p> <p>学校の清掃(床のワックス掛け)は、時期が集中するため一括契約すると対応できない 学校における清掃業務(床のワックス掛け)は、年に1回実施するのみである。実施時期が春休みの土日に集中するため、一括契約すると対応できなくなることが予想される。</p> <p>隔年や数年に1度実施する箇所の事務処理が煩雑になる 隔年で実施したい箇所や、数年に1度実施したい箇所の事務処理が煩雑になる。</p>
機械警備業務	なし
昇降機保守点検業務	<p>b 規模の大きい契約の落札率が低いという傾向が見られない</p> <p>d 競争性が働きにくくなる(個別契約の方が、競争原理が働く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メーカー系列の保守点検会社は、他社が製造した昇降機の保守点検は受託しない実態がある。 ・ 社会問題を起こしたメーカーのエレベーターの保守点検は、その社以外は入札参加しない実態がある。 ・ 個別発注でも、入札等の参加者数が少ない実態がある。(平成19年平均入札参加者数2.7者。特に、一般競争入札6件は、入札参加者数1が3件、入札参加者数2が3件である。) <p>こうした状況から、メーカーが異なる複数施設の昇降機の保守点検を一括契約する場合、入札不成立あるいは県に不利な契約(「代表企業が、各メーカーを協力企業としてとりまとめて入札に参加する。」あるいは「メーカー系列の点検会社が入札に参加しない。」等)となる可能性が高い。個別契約の方が、競争原理が働き有利と考えられる。</p>
電気設備保守点検業務	<p>e 電気設備保全業務は庁舎総合管理業務等に含めて契約している 電気設備の保守点検業務のうち電気設備保全業務については、通常は庁舎総合管理業務あるいは設備保守点検業務に含めて契約しており、電気設備保守点検業務を単体で契約している庁舎は極めて少ない。(平成19年度契約は全県で8件)。また、ほとんどは発電設備の保守点検である。</p> <p>病院と電気設備を共有しているため、一括契約は困難 学校が病院併設型であり、電気設備を共有している。入札は病院が行い業者決定されるため、他機関と一括契約は行えない。</p>

業務区分	一括契約を行った場合のその他の問題点・課題
消防用設備等 保守点検業務	<p>f 点検業務に職員が立会する必要があるため事務量は減少しない 点検業務には、すべて職員が立会する必要があるため、事務量はあまり減少しない。</p>
浄化槽維持 管理業務	<p>b 規模の大きい契約の落札率が低いという傾向が見られない</p> <p>g 県の施設のみを一括契約しても有利な契約にならない。周辺に民間施設の浄化槽が多い施設は、単体で発注することが有利 浄化槽の大半は民間施設であり、広大な市町の場合、県の施設のみをピックアップして巡回点検するとは想定しにくく、有利な契約となる可能性が見出せない。周辺に民間施設の浄化槽が多い施設は単体で発注することが有利と考えられる。</p>
一般廃棄物 処理業務	<p>b 規模の大きい契約の落札率が低いという傾向が見られない</p> <p>g 県の施設のみを一括契約しても有利な契約にならない。周辺に民間施設の浄化槽が多い施設は、単体で発注することが有利</p> <p>特殊な廃棄物もあるため、すべての所属分の一括契約は困難 特殊な廃棄物（病院等）もあるため、すべての所属分の一括契約は困難である。</p>
庁舎総合管理 業務	<p>b 規模の大きい契約の落札率が低いという傾向が見られない</p> <p>h 受託者の監視要員、技術者等を常駐させている場合、他の機関と一括契約しても安くならない 地域事務所等の庁舎総合管理業務は、多種の設備機器がふくまされた建物について主要なビル管理業務を1者に受託させることにより、契約の数を減らし、発注者側に専門職員がいない場合も的確なビル管理ができるものである。受託者は警備員、中央監視盤の監視要員、機械設備の運転技術者を常駐させているため、常駐業務の部分は他の庁舎と一括契約しても安くなる要素がない。</p> <p>i 契約と監督事務が複雑になる 他の建物の施設管理業務を含めて発注すると、契約と監督事務が複雑となる。</p> <p>地元市等との合築ビルのため費用案分などが複雑である 庁舎が地元市等との合築ビルであり、建物全体をまとめて総合管理業務を委託している。場所ごとの負担割合により費用案分するなど、県の他の機関に比べて複雑である。また、一括契約については、地元市等の了解を得る必要がある。</p>

複数の業務に共通する財産管理室からの意見については、同じ記号を付けて、最初に記載する業務の欄に具体的な内容を記載し、それ以降に記載する業務の欄には記号及び項目のみ記載している。

3 広島県における契約事務の集約及び一括契約の取組事例

県では、施設管理業務委託等の契約事務の集約及び一括契約を行い、事務の効率性及び契約における経済性の向上等の効果を上げている。代表的な事例は次のとおりである。

(1) 県立学校の機械警備業務委託に係る契約事務の集約（教育委員会事務局）

教育委員会事務局では、県立学校の警備業務委託について、それまで各県立学校が個々に行っていた常駐警備業務委託（個人へ委託）を平成 13 年度末から機械警備業務委託に切り替え、契約事務、支出事務を教育委員会事務局に集約している。

ア 集約の対象業務

県立学校 111 校（廃校が決定し契約期間が短い学校及び施設整備が完了した後に契約する学校を除くすべての県立学校）の機械警備業務委託

イ 契約事務の集約先

教育委員会事務局管理部総務課（現在は、教育部学校経営課に事務を移管）

ウ 集約した事務処理等

次のとおり、契約の準備、契約手続き、業務の検査の一部及び支出事務を教育委員会事務局に集約している。

(ア) 契約の準備：教育委員会事務局

教育委員会事務局において、各県立学校と調整し、仕様書の作成、設計金額の積算、予定価格の設定、執行伺い等の契約の準備を行っている。

(イ) 契約手続：教育委員会事務局

教育委員会事務局において、入札の公告、入札執行、契約の締結等の契約手続を行っている。

(ウ) 業務の監督・検査：各県立学校・教育委員会事務局

各県立学校において、業務の監督（業務の実施に当たっての協議、通知、連絡調整等）、検査補助業務（総括事務長又は事務長による業務が完了したことの確認）を行っている。

教育委員会事務局においては、検査業務（県立学校の総括事務長又は事務長から業務完了の確認の報告を受け、それを確認することによる完了検査）を行っている。

(エ) 支出事務：教育委員会事務局

教育委員会事務局において、請求書の受理、支出調書の作成等の支出事務を行っている。

エ 入札、契約等の単位

設計金額の積算、予定価格の決定を各県立学校単位で行い、入札書の提出、落札者の決定も各県立学校単位で行っている。

契約書については、同一業者が落札したものをまとめて、落札業者ごとに作成している。

オ 契約方法等

一般競争入札（県立学校ごとに 1～10 者が入札に参加）

カ 契約期間

平成 14 年 3 月 31 日から平成 22 年 3 月 30 日までの 8 年間で予定契約期間としている。

なお、契約書では単年度の契約となっており、契約期間満了（各年度末）の 2 か月前までに、県又は受託業者が何らの意思表示をしないときは、更に 1 年間更新されることとなっており、その終期は平成 22 年 3 月 30 日までとなっている。

（２）警察施設の建築物定期点検業務委託に係る一括契約（警察本部）

警察本部では、警察本部及び警察署が管理している庁舎、待機宿舎等の警察施設の建築物定期点検業務委託について、平成 18 年度から警察本部において、一括契約している。

なお、建築物の定期点検は、建築基準法第 12 条第 2 項により、建築物の敷地及び構造について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査し、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を定期的（3 年ごと）に行う業務であり、警察本部においては、県内の警察施設を 3 年度に分けて、計画的に点検を実施している。

ア 一括契約の対象業務・契約等の単位

（ア）平成 18 年度

警察本部及び警察署が管理している待機宿舎等の建築物定期点検業務委託について、次のとおり県内を 4 地域に分割し、一括契約している。

- a 南部地域 警察本部及び 4 警察署（海田，呉，江田島，広）が管理している待機宿舎【12 棟】
- b 中央・北部地域 警察本部及び 4 警察署（広島北（現安佐南），可部（現安佐北），庄原，三次）が管理している待機宿舎等【17 棟】
- c 西部地域 警察本部及び 3 警察署（広島西，廿日市，大竹）が管理している待機宿舎【14 棟】
- d 東部地域 6 警察署（竹原，西条（現東広島），尾道，三原，福山東，府中）が管理している待機宿舎等【15 棟】

（イ）平成 19 年度

警察本部及び警察署が管理している庁舎、待機宿舎の建築物定期点検業務委託について、全県分をまとめて一括契約している。

警察本部及び 16 警察署が管理している庁舎、待機宿舎【35 棟】

イ 一括契約の担当部署

警察本部総務部施設課

ウ 一括契約により警察本部が行う事務処理等

建築物定期点検業務委託の一括契約に係る契約の準備，契約手続き，業務の監督・検査及び支出事務のすべてを，警察本部が行っている。

エ 契約方法等

(ア) 平成 18 年度

指名競争入札（各地域分の契約ごとに 4～10 者が入札に参加）

(イ) 平成 19 年度

一般競争入札（3 者が入札に参加）

オ 契約期間

(ア) 平成 18 年度

平成 18 年 9 月 13 日から平成 18 年 11 月 17 日まで

(イ) 平成 19 年度

平成 19 年 12 月 14 日から平成 20 年 3 月 21 日まで

(3) 備北地区 3 高等学校の賄い業務委託に係る一括契約（教育委員会事務局）

教育委員会事務局では、三次高等学校の寄宿舎の再開に当たり、委託料の圧縮を図るため（既定の 2 校分の予算で 3 校の賄い業務を実施するため）、平成 16 年度から教育委員会事務局において、備北学区 3 高等学校の寄宿舎の賄い業務を一括契約している。

ア 一括契約の対象業務・契約等の単位

三次高等学校、庄原格致高等学校、庄原実業高等学校の 3 高等学校が管理している寄宿舎の賄い業務委託について、一括契約している。

イ 一括契約の担当部署

教育委員会事務局教育部指導第二課（現在は、学校経営課に事務を移管）

ウ 一括契約により教育委員会事務局が行う事務処理等

次のとおり、契約の準備、契約手続き、業務の検査の一部及び支出事務を教育委員会事務局が行っている。

(ア) 契約の準備：教育委員会事務局

教育委員会事務局において、3 高等学校と調整し、仕様書の作成、設計金額の積算、予定価格の設定、執行伺い等の契約の準備を行っている。

(イ) 契約手続：教育委員会事務局

教育委員会事務局において、入札の公告、入札執行、契約の締結等の契約手続を行っている。

(ウ) 業務の監督・検査：各高等学校・教育委員会事務局

各高等学校において、業務の監督（業務の実施に当たっての協議、献立表の承認、業者から提出される報告書等の收受・確認、連絡調整等）、検査補助業務（総括事務長又は事務長による業務が完了したことの確認）を行っている。

教育委員会事務局においては、検査業務（高等学校の総括事務長又は事務長から業務完了の確認の報告を受け、それを確認することによる完了検査）を行っている。

(エ) 支出事務：教育委員会事務局

教育委員会事務局において、請求書の受理、支出調書の作成等の支出事務を行っている。

エ 契約方法

一般競争入札（2 者が入札に参加）

オ 契約期間

平成 16 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 7 年間を予定契約期間としている。

なお、契約書では単年度の契約となっており、契約期間満了（各年度末）の 2 か月前までに、県又は受託業者が何らの意思表示をしないときは、更に 1 年間更新されることとなっており、その終期は平成 23 年 3 月 31 日までとなっている。

（4）複写機の借入に係る一括契約（会計管理局）

会計管理局では、県の複写機の借入契約について、規模の効果による契約額の低減を図るため、平成 18 年度から会計管理局において、全県分を一括契約している。

ア 一括契約の対象

（ア）対象機関

地方機関を含む県のすべての機関（県内に所在する機関に限る。）

（イ）対象複写機

ア 平成 18 年度の借入契約

平成 17 年度末に契約期間が満了し、更新して借り入れるもの及び平成 18 年度から新規に借り入れるもの（255 台）を対象としている。

イ 平成 19 年度以降の借入契約

平成 18 年度の借入契約と同様に前年度末に契約期間が満了し、更新して借り入れるもの及び当年度から新規に借り入れるものを対象としている。

イ 一括契約等の単位

次の入札エリア単位で、機種の種類分類ごとに入札を行い、契約を締結している。

（ア）入札エリア

広島、備後、備北地方生活圏に基づき、広島地区、福山地区、三次地区の 3 地区としている。

（イ）機種の種類分類

複写機の複写速度（1 分間の連続複写枚数）により、低速機、中速機、中高速機Ⅰ、中高速機、高速機、カラー低速機、カラー高速機の 7 分類としている。

ウ 一括契約の担当部署

会計管理局用度室

エ 一括契約により会計管理局が行う事務処理等

次のとおり、契約の準備、契約手続きを会計管理局が行っている。

設置・保守の指示等、履行の確認、支出事務は各機関が行っている。

(ア) 契約の準備：会計管理局

各機関からの契約の依頼に基づき、会計管理局において、エリア単位、機種の機能分類ごとに借入台数を集約し、仕様書の作成、設計金額の積算、予定価格の設定等の契約の準備を行っている。

(イ) 契約手続：会計管理局

会計管理局において、入札の公告、入札執行、契約の締結等の契約手続を行っている。

(ウ) 設置・保守の指示等、履行の確認：各機関

各機関において、複写機の設置・保守の指示等（複写機の搬入、設置場所の変更、LAN接続設定の指示及び修理・点検依頼等）、複写料金の支払に係る履行の確認を行っている。

(エ) 支出事務：各機関

各機関において、請求書の受理、支出調書の作成等の支出事務を行っている。

オ 契約方法

一般競争入札（平成 18 年度の借入契約については 3～7 者が入札に参加）

カ 契約期間

長期継続契約とし、次の期間を契約期間としている。

(ア) 平成 18 年度の借入契約

平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの 3 年間

(イ) 平成 19 年度以降の借入契約

当年度の 4 月 1 日から 3 年後の 3 月 31 日までの 3 年間

キ 一括競争入札の効果

(ア) 平成 18 年度の借入契約

更新借入 250 台分を比較したところ、機関ごとに随意契約等を行っていた平成 17 年度の契約額が約 1 億 3,900 万円に対し、平成 18 年度の契約額は約 4,000 万円となり、約 9,900 万円（約 71%）の低減を図ることができた。

(イ) 平成 19 年度の借入契約

更新借入 176 台分を比較したところ、機関ごとに随意契約等を行っていた平成 18 年度の契約額が約 8,700 万円に対し、平成 19 年度の契約額は約 4,400 万円となり、約 4,300 万円（約 49%）の低減を図ることができた。

4 他府県における契約事務の集約化等の取組事例

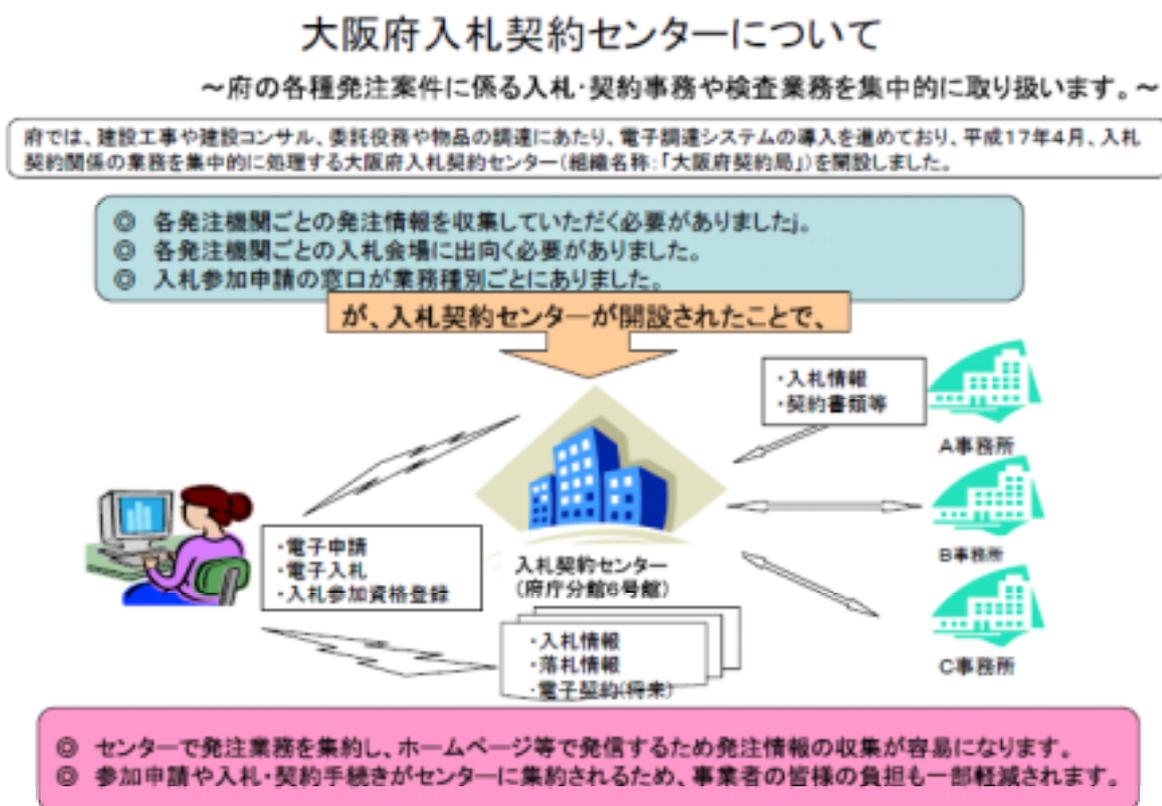
他府県等において、事務の効率化、適正化や経費の節減を図るため、次のような契約事務の集約化等が進められている。

(1) 大阪府契約局（大阪府入札契約センター）における入札・契約事務の集約

大阪府においては、平成17年4月に契約局（入札契約センター）を設置し、府の発注案件に係る入札・契約事務を集中的に処理することにより、入札・契約事務の効率化、適正化に取り組んでいる。

【大阪府入札契約センターのイメージ】

出典：大阪府ホームページ（大阪府入札契約センターについて）



ア 基本方針

入札・契約事務の更なる効率化や適正化を進めるため、全庁に渡る入札及び契約に関する「制度企画，指導，調整機能」を入札契約センターが担うとともに、電子調達システムの導入にあわせ、各部局及び予算執行機関等が行っている、「入札契約事務」を入札契約センターに集約し、全庁統一の方針の下で、その運用を行う。

イ 業務改革効果

(ア) 事務の適正化

- a 統一基準による入札契約事務の適正な運用の実現
- b 集約化により不当な圧力の排除，職員擁護

(イ) 事務の効率化

- a 業務改革による効率化等
- b IT化（電子調達システム導入）による事務の省力化
- c 業者負担の軽減

(ウ) 事務の共通化

- a 一元的な対応による大阪府の施策の効果的な反映
- b 出資法人，市町村の適正化への寄与

ウ 集約化対象業務

大阪府が発注する，「建設工事」，「建設コンサル」（建設工事に関係する設計，測量など業務），「委託役務」（建物管理，各種点検等の委託業務），「物品購入」に係るもの。

【第3表 大阪府入札契約センターに集約する業務】

印は，入札契約センターに業務を集約するもの。

×印は，従来どおり本庁各部局又は出先機関で事務を行うもの。

区分 発注機関	種別	建設工事	建設コンサル	委託役務	物品調達
	対象金額	250万円超	100万円超	100万円超	160万円超
本 庁	電子入札				
	紙入札				
	随意契約	×	×	×	
出先機関	電子入札				
	紙入札	×	×	×	
	随意契約	×	×	×	

センターで契約する案件の設計積算，工事の施工管理などは，これまでどおり本庁各部局又は各出先機関で行う。

エ 集約化対象組織

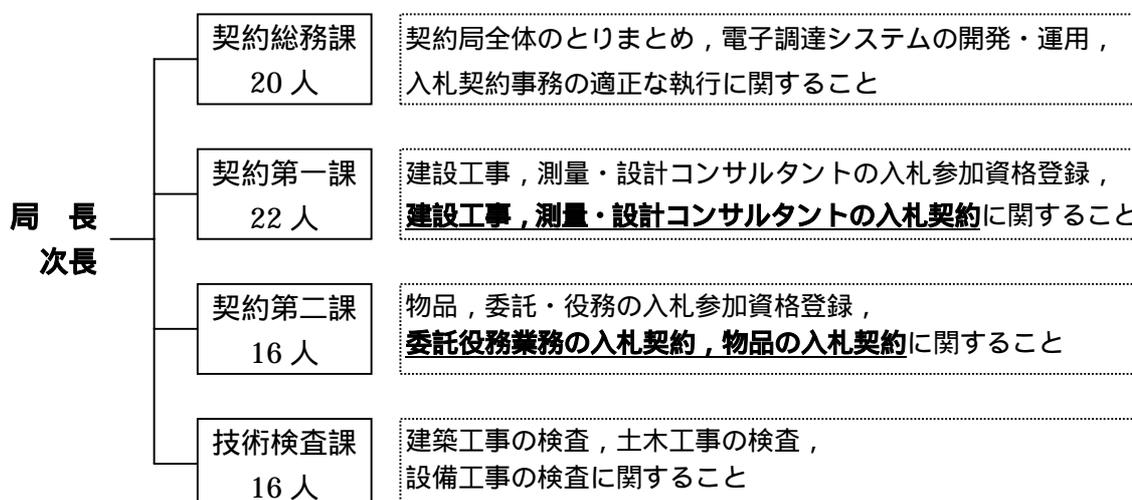
本庁各部局（警察，教育委員会を含む。）

予算執行機関（土木事務所，高校等約 330 機関）

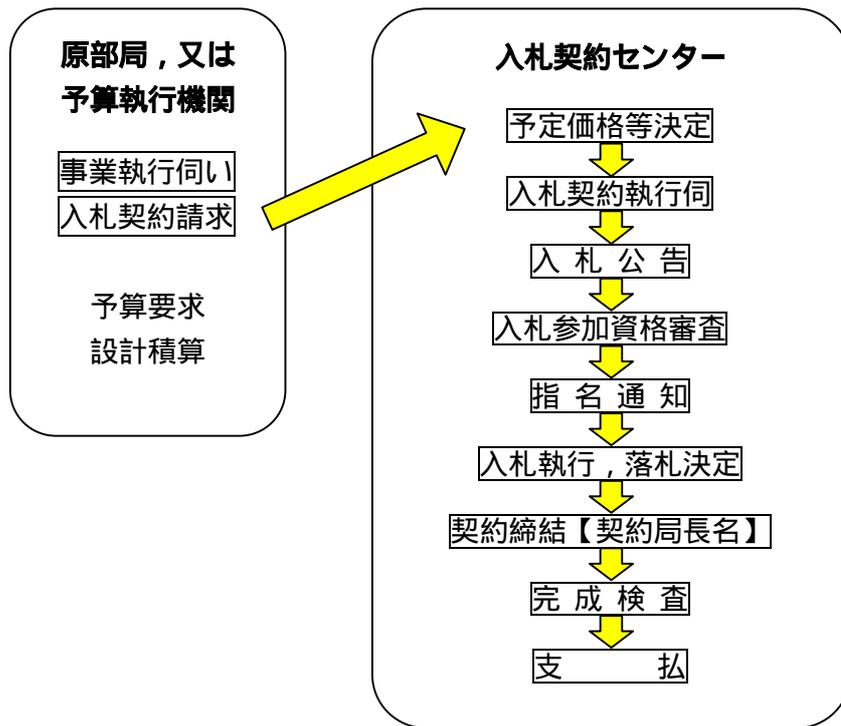
企業会計（水道部等）

オ 契約局の組織体制

（平成 19 年 3 月 31 日現在）



カ 入札契約事務の流れ（建設工事の例）



キ 平成 18 年度契約件数

【第 4 表 大阪府入札契約センターの平成 18 年度契約件数】

区 分	件 数
建設工事	1,022 件
測量・設計コンサルタント業務等	292 件
委託・役務業務	317 件
物品	411 件
合 計	2,042 件

(2) 青森県における施設維持管理業務の一括契約

青森県においては、事務軽減及び経費節減を図るため、清掃、警備を始めとする施設の維持管理業務について仕様の標準化等による発注方法の統一、同じ地域の施設について業務を一括委託するなどの合理化に取り組んでいる。

ア 方針

青森県県有施設利活用方針(平成19年3月13日制定)において、次のとおり具体的な取組方策を定めている。

【青森県県有施設利活用方針の具体的な取組方策抜粋】

(4) 適正な維持管理 維持管理業務の適正化

県有施設の管理運営の最適化を図るため、維持管理業務委託の発注方法の統一等により業務の品質を確保し、事務軽減及び経費節減を図る。

このため、清掃、警備を始めとする各業務について仕様の標準化等による発注方法の統一、**同じ地域の施設について業務を一括委託する**などの合理化を行う。

また、施設管理者が行う保全業務について、マニュアル等の整備、研修の実施、相談窓口の設置等を行う。

イ 平成17、18年度における一括委託の試行

次の業務及び施設を対象に一括委託の試行を行っている。

業 務	対 象 施 設
清掃業務委託	縄文時遊館 と 三内丸山展示場 県立図書館 と 総合社会教育センター フラワーセンター21 あおもり と グリーンバイオセンター 駒込ダム建設所 と 青森港湾管理事務所
設備管理業務委託	県立図書館 と 総合社会教育センター

設備管理業務委託は、暖房、電気、エレベーター管理等の複合業務の委託。

(3) 青森県大館市における一括契約

青森県大館市においては、施設ごとに単年度の随意契約としていた設備管理等の業務委託について、複数施設の同業務を集約し、かつ、3年程度の中期契約とすることで契約規模を大きくし、入札を実施することにより、事務処理の効率化及び入札の推進に取り組んでいる。

また、契約開始月を年度途中にずらすなど、年度当初の業務集中を避けるよう工夫している。

ア 平成18年度における一括委託の取組

(ア) 対象業務

自動ドア、エレベーター、ダムウェーターの保守管理業務

(イ) 契約期間等

導入年度である平成18年度は、4月から9月までの6か月間のみで随意契約し、10月からの委託については、期間を3年間(債務負担行為予算)とし、入札により業者を選定している。

(ウ) 具体的内容

a 自動ドア (104 基)

(従前) 施設ごとに 35 件の随意契約

(一括) 市内を 3 つのエリアに区切り, エリアごとに 30 基程度をまとめて入札

b エレベーター (7 基)

(従前) 7 基のエレベーターを 1 基ごとに随意契約

(一括) 3 件に集約して入札

c ダムウェーター (小荷物専用昇降機) (24 基)

(従前) 24 基のダムウェーターを 1 基ごとに随意契約

(一括) すべてのダムウェーターを集約して入札

(エ) 実施体制

公共施設を管理する組織の職員により組織横断的なチームを編成し, 契約担当部署と連携して事務を行った。

イ 今後の取組

今後は, 消防設備点検, 自家用電気設備点検業務なども同様の契約に変更していくことを予定しており, 他の契約についてもこの方式を拡げていくことを検討していくこととしている。

(4) 東京都学校経営支援センターにおける事務の集約

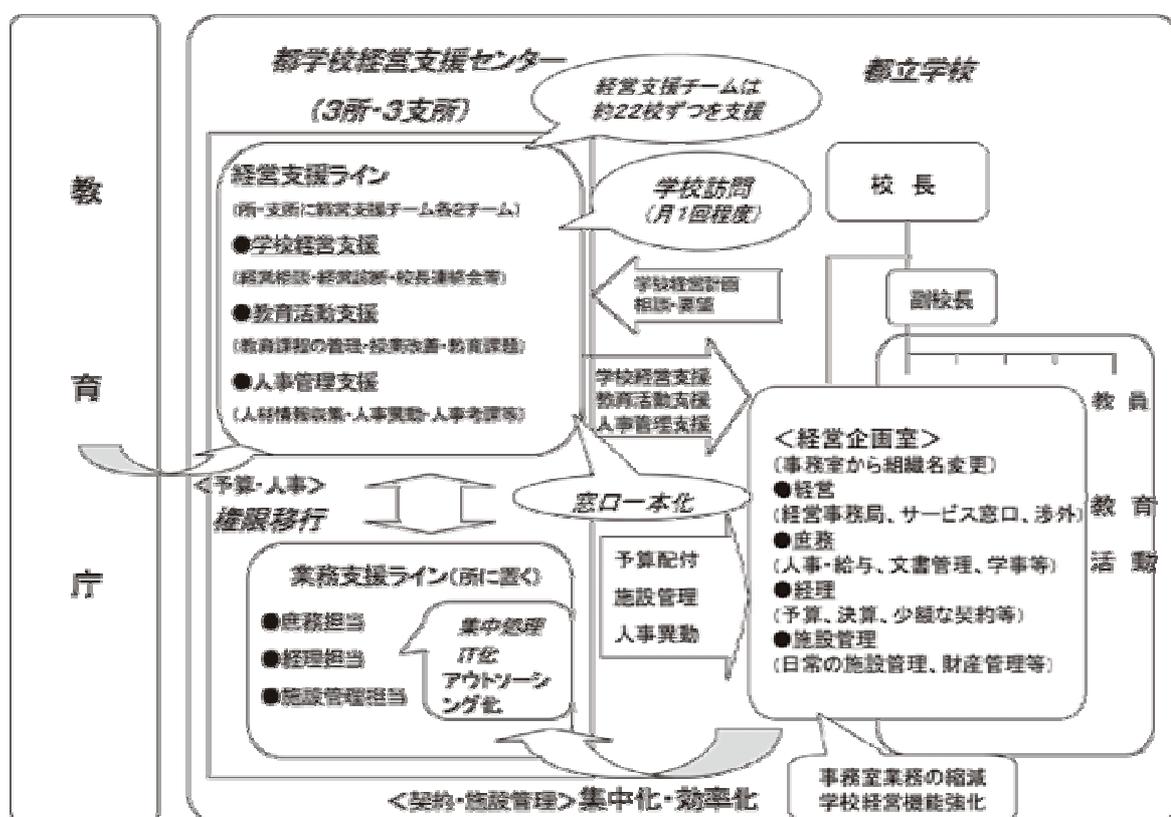
東京都教育委員会においては、平成18年4月1日に都内6箇所に東京都学校経営支援センター（以下「支援センター」という。）を開設している。

支援センターは、都立学校に対し、校長がリーダーシップを発揮し、より自立的な学校経営を行っていただけるよう本庁業務の一部を移行し、学校の身近な地域で、学校の実態に応じた機動的できめ細やかな支援を行っていくことを目的としている。

また、それまで都立学校で行っていた契約等の事務を集中処理することによって、学校の事務量を軽減し、事務室の経営面の機能強化を図っている。

【東京都学校経営支援センターの概要】

出典：東京都教育委員会ホーム（教育庁報 No.514「都学校経営支援センターの開設について」中「都学校経営支援センターの概要」）



ア 開設状況

都内の東部、中部及び西部の三つの地域に、それぞれ所及び支所を開設し、それぞれ約45校の都立学校を支援している。

- 【所】東部学校経営支援センター（文京区）
- 中部学校経営支援センター（新宿区）
- 西部学校経営支援センター（立川市）
- 【支所】東部学校経営支援センター支所（江東区）
- 中部学校経営支援センター支所（豊島区）
- 西部学校経営支援センター支所（小平市）

イ 組織体制

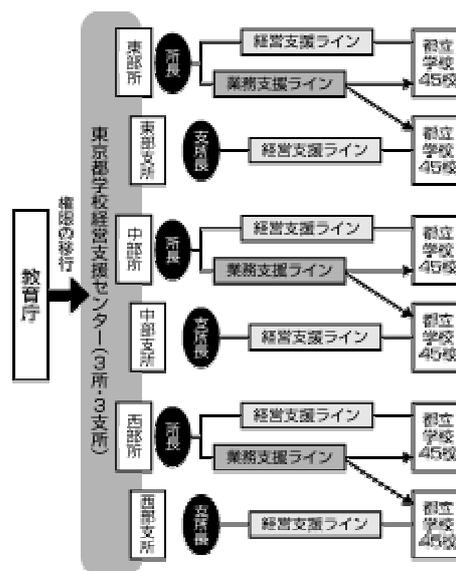
(ア) 経営支援ライン（経営支援室）

学校訪問等をとおり各都立学校の学校経営や教育活動の状況を把握し，学校経営，教育活動，人事管理等の支援を行う「経営支援ライン」（経営支援室）を所及び支所に設置している。

(イ) 業務支援ライン（管理課）

これまで都立学校事務室で行っていた庶務，経理，施設管理等の業務を集約し，より効率的に集中処理を行う「業務支援ライン」（管理課）を所に設置している。

右図出典：東京都教育委員会ホーム（学校教育関係施設中「東京都学校経営支援センター」）



ウ 施設管理業務の集約

日常の施設管理業務は，従前どおり都立学校で行うが，施設管理業務委託に係る契約事務や委託業務の監督業務は支援センター管理課に集約している。

5 契約事務の集約等に係る効果・問題点等の総括

東広島地域事務所管内の施設管理業務委託契約を行っている機関及び財産管理室からの意見、広島県及び他府県における契約事務の集約の取組状況を踏まえて、効果・問題点等を次のとおり整理した。

(1) 契約事務の集約について

ア 契約事務の集約に係る効果

(ア) 東広島地域事務所管内の機関の意見

東広島地域事務所管内の施設管理業務委託契約を行っている機関に対して意見を求めたところ、今回調査した7業務すべてにおいて、契約事務を集約することにより、a 専門性の向上、b 事務の効率化、c 県全体として事務量が軽減、d 業務内容の統一化・標準化が図れる、e 業務内容の見直しが進むという効果があるという意見が多かった。

業務別にみると、教育委員会において既に本庁に契約事務を集約している 機械警備業務については、ほとんどの県立学校から効果があるという意見があり、全機関からも効果があるという意見が多かった。

【第5表 契約事務の集約を行った場合に期待できる効果（東広島地域事務所管内の機関の意見）】

業務区分 \ 効果	a 専門性の向上	b 事務の効率化	c 県全体として事務量が軽減	d 業務内容の統一化・標準化が図れる	e 業務内容の見直しが進む
清掃業務					
機械警備業務					
昇降機保守点検業務					
電気設備保守点検業務					
消防用設備等保守点検業務					
浄化槽維持管理業務					
一般廃棄物処理業務					

凡例

- ：効果があるという意見が70%以上
- ：効果があるという意見がないという意見を上回る（効果があるという意見が70%未満）
- ：効果があるという意見とないという意見が同数
- ：効果がないという意見があるという意見を上回る（効果がないという意見が70%未満）
- ：効果がないという意見が70%以上

(イ) 財産管理室の意見

財産管理室からは、昇降機保守点検業務、電気設備保守点検業務、消防用設備等保守点検業務、浄化槽維持管理業務の4業務について、集約する機関に技術専門職員を配置する場合は、業務の品質確保の精度が高まるという意見があった。

イ 契約事務の集約に係る問題点・課題

(ア) 東広島地域事務所管内の機関の意見

東広島地域事務所管内の施設管理業務委託契約を行っている機関に対して意見を求めたところ、清掃業務を除く6業務において、契約事務を集約することにより、a 県全体として事務量が增大、b 施設の管理機関と契約担当機関（集約先の機関）が異なるため、施設の管理機関が必要とする業務内容にならない、c 業務内容の見直しが難しくなるということについては、問題ないという意見が多かった。

業務別にみると、教育委員会において既に本庁に契約事務を集約している機械警備業務については、ほとんどの県立学校から問題ないという意見があり、全機関からも問題ないという意見が多かった。また、清掃業務については、各県立学校において毎年実施する箇所が異なるなどの理由から、b 施設の管理機関が必要とする業務内容にならない、c 業務内容の見直しが難しくなるという問題があるという意見が若干多かった。

【第6表 契約事務の集約を行った場合の問題点（東広島地域事務所管内の機関の意見）】

問題点 業務区分	a 県全体として 事務量が增大	b 契約担当機関が異なるため、施設の管理機関が必要とする業務内容にならない	c 業務内容の見直しが難しくなる
清掃業務			
機械警備業務			
昇降機保守点検業務			
電気設備保守点検業務			
消防用設備等保守点検業務			
浄化槽維持管理業務			
一般廃棄物処理業務			

凡例

- ：問題があるという意見が70%以上
- ：問題があるという意見がないという意見を上回る（問題があるという意見が70%未満）
- ：問題があるという意見とないという意見が同数
- ：問題ないという意見があるという意見を上回る（問題ないという意見が70%未満）
- ：問題ないという意見が70%以上

(イ) 財産管理室の意見

財産管理室からは、施設管理業務全般について、予算に係る調整の困難性が予想される、監督事務について発注機関と現場の機関の連絡・調整事務が生じる、施設管理者の安全管理やコスト管理に対する責任感が希薄になることが懸念されるなどの意見があった。

また、電気設備保守点検業務、消防用設備等保守点検業務の2業務については、現場の職員に設備機器の実態を学習させる別のプログラムが必要となるなどの意見があった。

ウ 広島県における契約事務の集約の取組事例

教育委員会においては、県立学校の機械警備業務委託に係る契約事務の集約を行い、事務の効率化などに取り組んでいる。この業務については、東広島地域事務所管内の機関の意見から分かるように、実際に業務に携わっている県立学校から、契約事務を集約することにより効果があり、かつ、契約事務を集約した場合の問題はないという意見が多く、高い評価を得ている。

エ 他府県における契約事務の集約等の取組事例

大阪府においては、大阪府契約局（大阪府入札契約センター）を設置し、入札・契約事務を集中的に処理することにより、事務の効率化・適正化に取り組んでいる。

また、東京都教育委員会においては、東京都学校経営支援センターを設置し、それまで都立学校で行っていた施設管理等の事務を集中処理することにより、学校の事務量を軽減し、事務室の経営面の機能強化を図っている。

オ まとめ

広島県では、全庁的な総務事務の集約・簡素化を行うため、平成 20 年 4 月に「総務事務センター」を設置することとしている。また、業務の集約化や一元処理が効率的なものについては、本庁や中心的な事務所への集約化を図っていくという考え方に基づき、地域事務所の再編を検討するなど、簡素で効率的な行政システムの構築に向けた取組が進められている。

施設管理業務については、平成 18 年度及び平成 19 年度において、施設管理に係る 19 業務の委託事務の統一基準（共通仕様書及び積算基準等）を策定し、それまで各機関ごとに異なっていた事務処理の統一化、標準化が図られてきた。これにより、複数機関分の施設管理業務委託契約の事務処理を特定の機関に集約する条件が整いつつあると言える。

各機関からの意見では、前記ア及びイで示したとおり、契約事務を集約することにより、専門性の向上、事務の効率化を図ることができるなどの効果があるという意見が多く、かつ、事務量が増大する、各機関が必要とする業務内容にならないということについては、問題ないという意見が多かった。

広島県及び他府県においても、前記ウ及びエで示したとおり、契約事務を集約することにより、事務の効率化・適正化などの取組が進められている。特に、教育委員会において既に本庁に事務を集約している県立学校の機械警備業務委託は、県立学校から高い評価を得ており、契約事務を集約することによる効果が発揮されていると言える。

(2) 一括契約について

ア 一括契約に係る効果

(ア) 東広島地域事務所管内の機関の意見

東広島地域事務所管内の施設管理業務委託契約を行っている機関に対して意見を求めたところ、今回調査した7業務すべてにおいて、一括契約することにより、a 委託料の低減、b 事務の軽減、c 管理水準の均一化が図れるという効果があるという意見が多かった。

【第7表 一括契約を行った場合に期待できる効果（東広島地域事務所管内の機関の意見）】

業務区分 \ 効果	a 委託料の低減	b 事務の軽減	c 管理水準の均一化が図れる
清掃業務			
機械警備業務			
昇降機保守点検業務			
電気設備保守点検業務			
消防用設備等保守点検業務			
浄化槽維持管理業務			
一般廃棄物処理業務			

凡例

- : 効果があるという意見が70%以上
- : 効果があるという意見がないという意見を上回る（効果があるという意見が70%未満）
- : 効果があるという意見とないという意見が同数
- : 効果がないという意見があるという意見を上回る（効果がないという意見が70%未満）
- : 効果がないという意見が70%以上

(イ) 財産管理室の意見

財産管理室からは、消防用設備等保守点検業務について、規模の大きい契約は落札率が低い傾向にあることから、一括契約することにより委託料の低減が期待できるという意見があった。

イ 一括契約に係る問題点・課題

(ア) 東広島地域事務所管内の機関の意見

東広島地域事務所管内の施設管理業務委託契約を行っている機関に対して意見を求めたところ、業務別、問題点の項目別に、一括契約することにより、問題があるという意見と、問題ないという意見が分かれた。

問題点を項目別にみると、a 業者が特定され一括契約が困難であるということについては、浄化槽維持管理業務、一般廃棄物処理業務において問題があるという意見が多く、他の5業務においては問題ないという意見が多かった。

b 競争性が損なわれるということについては、すべての業務において問題があるという意見が多かった。

c 業者の新規参入が難しくなるということについては、機械警備業務を除く6業務において問題があるという意見が多かった。

d 災害発生直後の対応が困難ということについては、清掃業務を除く6業務において問題があるという意見が多かった。

e 業務内容の調整が極めて煩雑になるということについては、清掃業務において問題があるという意見が多く、清掃業務、一般廃棄物処理業務を除く5業務においては問題ないという意見が多かった。

【第8表 一括契約を行った場合の問題点（東広島地域事務所管内の機関の意見）】

問題点 業務区分	a 業者が特定され一括契約が困難	b 競争性が損なわれる	c 業者の新規参入が難しくなる	d 災害発生直後の対応が困難	e 業務内容の調整が極めて煩雑
清掃業務					
機械警備業務					
昇降機保守点検業務					
電気設備保守点検業務					
消防用設備等保守点検業務					
浄化槽維持管理業務					
一般廃棄物処理業務					

凡例

- ：問題があるという意見が70%以上
- ：問題があるという意見がないという意見を上回る（問題があるという意見が70%未満）
- ：問題があるという意見とないという意見が同数
- ：問題ないという意見があるという意見を上回る（問題ないという意見が70%未満）
- ：問題ないという意見が70%以上

(イ) 財産管理室の意見

財産管理室からは、施設管理業務全般について、施設の新築、増改築、修繕、廃止に伴う契約変更が煩雑になるという意見があった。

清掃業務については、学校では日常清掃を生徒が行うことから、スポット契約がほとんどであり、一括契約が困難であるなどの意見があった。

また、昇降機保守点検業務については、メーカー系の保守点検業者が、他のメーカーが製造した昇降機の保守点検を受託しない状況がみられることなどから、メーカーが異なる複数施設の昇降機の保守点検を一括発注することによって、競争性が働きにくくなるなどの意見があった。

ウ 広島県における一括契約の取組事例

警察本部において、県内の警察施設の建築物定期点検業務委託について、一括契約を行っている。また、教育委員会において、備北地区3高等学校の賄い業務委託について、一括契約を行い、契約における経済性及び事務の効率性の向上などに取り組んでいる。

更に、会計管理局においては、県のすべての機関に係る複写機の借入契約について、一括契約（一括して一般競争入札）を行い、契約額の低減を図っている。

エ 他県における一括契約の取組事例

青森県においては、同じ地域の施設の維持管理業務委託（清掃業務委託、設備管理業務委託）について一括契約している。また、青森県大館市においては、市内の複数施設に係る自動ドア、エレベーター等の保守管理業務について一括契約し、契約における経済性及び事務の効率性の向上に取り組んでいる。

オ まとめ

広島県では、一般競争入札の拡大、長期継続契約の徹底などにより、施設維持管理経費等の抑制に取り組んでいる。

施設管理業務については、委託事務の統一基準（共通仕様書及び積算基準等）が策定され、事務処理の統一化、標準化が図られてきた。これにより、複数機関分の施設管理業務委託契約を一括契約する条件が整いつつあると言える。

各機関からの意見では、前記ア及びイで示したとおり、一括契約することにより、委託料の低減、事務の軽減を図ることができるなどの効果があるという意見が多いが、一方で、契約における競争性が損なわれる、災害発生直後の対応が困難になるなどの問題があるという意見も多かった。

業務別にみると、浄化槽維持管理業務（浄化槽清掃）及び一般廃棄物処理業務は、市町によっては、営業区域を定め、区域ごとに許可業者を指定している場合があり、複数の区域にまたがる施設の業務を一括契約することができないものがある。

また、県立学校においては、日常清掃を生徒が行うことから、清掃業務委託は、各学校でその都度、清掃箇所や内容が異なるなど、一括契約になじみにくいものもある。

更に、メーカー系の保守点検業者が、他のメーカーが製造した昇降機の保守点検を受託しない状況がみられるなど、複数のメーカーが製造した昇降機の保守点検業務を一括発注することによって、入札等に参加する業者が限定され、契約における競争性が働きにくくなる可能性がある。

広島県及び他県においては、前記ウ及びエで示したとおり、契約における経済性及び事務の効率性の向上に成果をあげている事例がある。

第4 監査委員意見

1 契約事務の集約化及び平準化【総務部】

(1) 契約事務の集約化

これまで県の各機関がそれぞれ個々に行っている施設管理業務委託の契約事務について、事務の効率性、専門性の向上を図るため、本庁又は地域事務所等に集約することを検討する必要がある。

なお、事務の効率化を最大限発揮するため、これまでの取組事例を参考に、できる限り本庁（又は1つの機関）に集約することが望ましいと考えるが、事務の現地性や地域事務所の再編の状況等を踏まえて、集約先の機関を検討していただきたい。

また、契約事務を集約するに当たっては、予算に係る調整や発注機関と現場の機関の連絡・調整を円滑に行うこと及び現場の施設管理者の安全管理やコスト管理の意識を引き続き高めていくことなどが必要であることから、関係機関の役割分担を明確にするとともに、知事部局、教育委員会事務局、警察本部等の組織を越えて、全庁的に対応していただきたい。

(2) 契約事務の平準化

施設管理業務の委託契約については、契約期間の始期が、年度当初となっているものが多いため、契約事務が年度末から年度当初に集中する状況にある。特に契約事務について本庁又は地域事務所等に集約した場合、集約先の機関においては、年度末から年度当初にかけての事務量が膨大となることが予測される。

については、長期継続契約等の制度を活用することにより、段階的に契約期間を調整し、年度内及び年度間の契約事務の平準化を検討する必要がある。

2 一括契約の検討【総務部】

これまで県の各機関ごとに別契約としている施設管理業務の委託契約について、契約における経済性、効率性の向上を図るため、複数機関分を一括契約することを検討する必要がある。ただし、一括契約することが困難又は一括契約することによって競争性が働きにくくなるという業務もあることから、各業務、各地域の状況に応じて一括契約の対象業務を検討していただきたい。

また、一括契約に当たっては、一括契約の対象施設の範囲を広範囲に設定し過ぎると、対応できる業者が少なくなり契約における競争性が損なわれる、少数の業者に業務が集中し台風、地震等の災害発生直後の対応に支障を来すなどの問題があることから、各業務の特性に応じて適切な対象施設の範囲を設定していただきたい。

なお、一括契約を推進するに当たっては、当面、契約事務を本庁又は地域事務所等に集約し、そこで各業務、各地域の状況に応じた最適な一括契約の対象業務、対象施設の範囲を検討するなど、段階的に推進することを含めて検討していただきたい。

(付記)

1 各機関における施設管理業務の支援

契約事務を特定の機関に集約した場合であっても、各機関において、施設の日常点検や保全業務を適切に行う必要がある。そのため、各機関の施設管理者を対象とした施設管理マニュアルの整備、研修の実施、相談窓口の設置等により、各機関における施設管理業務を支援していただきたい。

2 施設管理業務以外の契約における契約事務の集約等の検討

県においては、これまで契約事務の集約及び一括契約を行い、契約における経済性、効率性の向上に取り組んでいる。今回の監査は、施設管理業務委託を対象としたものではあるが、物品調達、庁舎等の修繕工事などの施設管理業務委託以外の契約においても、契約における経済性及び事務の効率性、専門性の向上が期待できるものについては、契約事務の集約及び一括契約を積極的に検討していただきたい。